

令和6年度当初予算・令和5年度補正予算 関連施策説明会

2024年3月15日

プログラム

```
開会
14:00
             中堅・中小企業大規模成長投資補助金(地域経済課)
14:05~
      スライド 3
14:15~
             各種稅制(中小企業課)
      スライド14
             中小企業省力化投資補助事業(中小企業課)
14:25~
             IT導入補助金(サービス産業室)
14:38~
      スライド30
             省エネ診断&省エネ補助金(エネルギー対策課)
14:51~
      スライド46
             成長型中小企業等研究開発支援事業(産業技術課)
15:04~
      スライド53
             新規輸出1万者支援プログラム(国際課)
15:17~
      スライド55
             外国から投資を受ける上での留意点(国際課)
15:22~
      スライド58
             DX認定制度(次世代産業・情報政策課)
15:30~
      スライド60
             経営力向上計画認定制度(創業・経営支援課)
15:38~
      スライド73
```

(資料配付のみ)

スライド81

カーボンニュートラル関連・施策マップ(資源エネルギー環境課)

スライド113

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(取引適正化推進室)

中堅・中小企業大規模成長投資補助金

地域経済課



中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

概要資料

令和6年3月6日 中堅·中小成長投資補助金事務局

事務局HP

※ 詳細は事務局ホームページに掲載している公募要領をご覧ください。

1. 事業概要

● 中堅・中小企業が、**持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産** 性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して 補助を行います。

	項目	内容
1	予算額	総額3,000億円(令和8年度までの国庫債務負担含む) ※令和5年度補正予算1,000億円
2	補助上限額	50億円(補助率1/3以内)
3	補助事業期間	交付決定日から最長で令和8年12月末まで ※ただし、補正予算の早期執行の観点から、極力、令和6年度(令和7年3月)末までに設備等の支払い・設置を前倒しする投資計画の策定をお願いいたします。
4	補助対象者	中堅・中小企業(常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等)※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請(コンソーシアム形式:最大10社)も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。
5	補助事業の要件	 ① 投資額10億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ② 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上) ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます(天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。)。
6	補助対象経費	建物費(拠点新設・増築等)、機械装置費(器具・備品費含む)、ソフトウェア費、外注費、専門家経費※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。

2. 賃上げ要件について

- 補助事業が完了した日を含む事業年度(基準年度)の補助事業に関わる従業員及び役員の1人当たり給与支給総額と 比較した、基準年度の3事業年度後(最終年度)の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、補助事業実施場所の 都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率(基準率)以上であることが必要です。
- 具体的には、申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります。

計算式

年平均上昇率目標 = { (A / B) ^ C } - 1 ≧ 基準率

A: 最終年度の1人当たり給与支給総額

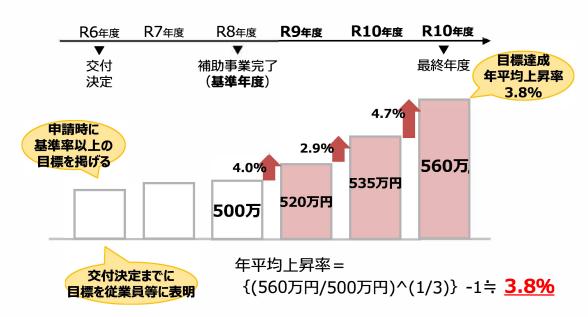
B: 基準年度の1人当たり給与支給総額

C: 1/3

事例

補助事業実施場所が石川県の場合

目標とする年平均上昇率3.5%>石川県の基準率(3.0%)



注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標を従業員等に表明 しなかった場合
- ② 基準年度の1人当たり給与支給総額が、 申請時の直近の事業年度の1人当たり 給与支給総額を下回っている場合
- ③ 申請時に掲げた目標を達成できなかった 場合(未達成率に応じて返還)
- ※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く ※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない

(参考) 賃上げ要件の基準率について

都道府県別の基準率

都道府県	年平均上昇率	都道府県	年平均上昇率	都道府県	年平均上昇率	都道府県	年平均上昇率
北海道	2.8%	東京	2.5%	滋賀	2.9%	香川	3.0%
青森	3.3%	神奈川	2.5%	京都	2.7%	愛媛	3.3%
岩手	3.2%	新潟	3.0%	大阪	2.6%	高知	3.3%
宮城	3.0%	富山	2.9%	兵庫	2.8%	福岡	2.9%
秋田	3.3%	石川	3.0%	奈良	2.9%	佐賀	3.4%
山形	3.4%	福井	3.0%	和歌山	3.0%	長崎	3.3%
福島	3.1%	山梨	3.0%	鳥取	3.4%	熊本	3.3%
茨城	3.0%	長野	2.9%	島根	3.4%	大分	3.4%
栃木	2.9%	岐阜	2.9%	岡山	2.9%	宮崎	3.3%
群馬	2.9%	静岡	2.8%	広島	2.8%	鹿児島	3.3%
埼玉	2.7%	愛知	2.7%	山口	3.0%	沖縄	3.3%
千葉	2.8%	三重	2.8%	徳島	3.2%	(参考) 全国平均	3.0%

※補助事業を実施する都道府県の年平均上昇率(複利計算)を基準値とします

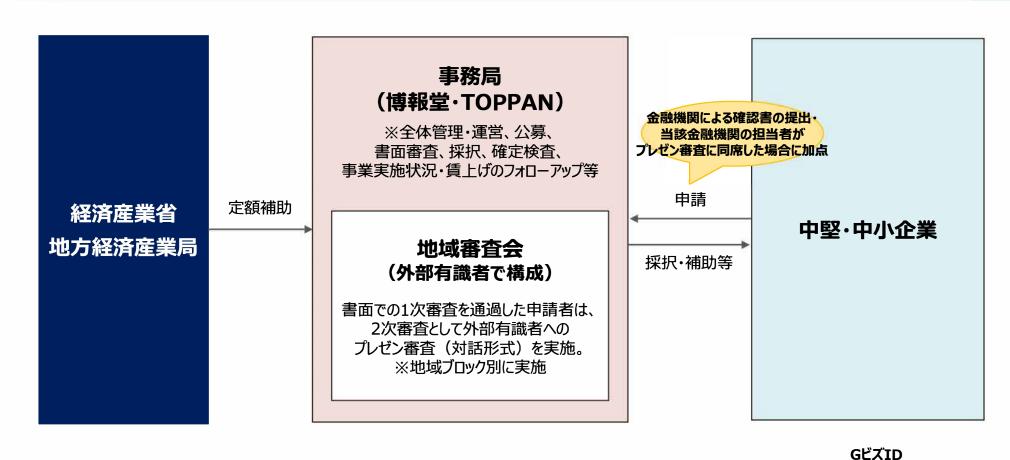
3. 補助対象経費

	項目	詳細	備考
1	建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、 販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実 施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取 得に要する経費(単価100万円(税抜き)以上のものに限る)	・生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事(土地造成会む)」は対象 ・建物の単なる購入や賃貸、土地代、建物における構築物(門、塀、フェンス、広告塔等)、撤去・解体費用は対象外
2	機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具(測定工具・検査工具等)の購入、製作、借用に要する経費(単価100万円(税抜き)以上のものに限る)② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	・「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象・「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外・事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3	ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費(単価100万円(税抜き)以上のものに限る)② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	・「パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用」は対 象外
4	外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注 (請負・委託) する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1~3の合計経費未満	・「成長投資計画の作成に要する経費」、「外注先が機械装 置等の設備やシステム等を購入する費用」、「外部に販売・レ ンタルするための量産品の加工を外注する費用」は対象外
5	専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1~3の合計経費未満	・本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象・「成長投資計画の作成に要する経費」は対象外

[※]導入しようとする建物、機械装置、器具備品、ソフトウェア等について、他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の併用 は不可とします。 ※詳細は公募要領をご参照ください。

4. 事業スキーム

経済産業省から補助を受けた事務局が、中堅・中小企業向けの補助金公募から審査、補助、確定検査、 補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認(フォローアップ)等を行います。



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「GビスIDプライムアカウント」が必要です。GビズID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。 ホームページ

https://qbiz-id.go.jp/top/

5. 審査基準

● 審査は以下の項目を定量的・定性的に審査し、採択事業者を決定します。

1)

経営力

- 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながることが見込まれるか。
 - ▶ 長期成長ビジョン(5~10年後の社会に価値提供する自社のありたい姿等)
 - 外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略(市場・顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源(ヒト・モノ・カネ)の状況等を踏まえて取り組む事業内容(補助事業含む)等)
 - ▶ 成果目標・経営管理体制(定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況等)

と) 先進性・ 成長性

- 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、**自社の優位性が確保できる差別化された取組**か。
- 補助事業により、**労働生産性の抜本的な向上**が図られ、当該事業における人手不足の状況が改善される取組か。
- 補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の**市場規模の伸びを上回る成長が見込まれる**か。

3 地域への 波及効果

- 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用、取引額の増加等、**地域への波及効果が見込まれる取組**か。
- リーダーシップの発揮により、地域企業への波及効果、連携による相乗効果が見込まれるか。(主にコンソーシアム形式の場合を想定)

※地域波及効果が一層高い事業者を政策的に支援するため、「地域未来牽引企業」や「パートナーシップ構築宣言登録企業」には加点を行います。

4 大規模投資・ 費用対効果

- 収益規模に応じたリスクをとった大規模成長投資であるか。
- 補助金額に対して、生み出される付加価値額が相対的に大きな取組か。
- 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、企業の行動変容が示されているか。

5 実現可能性

- 補助事業を適切に遂行できる、**財務状況・実施体制等が十分に確保**されているか。
- 補助事業の事業化に向けた**課題設定・解決方法・スケジュールが適正**に見込まれており、実現可能性が高いか。
- 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、**市場ニーズの有無を検証**できているか。
- ※詳細は、公募要領及び成長投資計画書(様式1)をご参照ください。

6. スケジュール

● 3月6日 : 1次公募 開始、サポートセンター開設

◆ 4月30日17時 : 1次公募 締切

● 5月中旬~6月中旬頃 :プレゼンテーション審査(申請企業の経営者等が出席)

● 6月中下旬頃 :採択発表(以降順次、交付決定)

● 1次公募終了後、2次公募を予定

※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、サポートセンターにて対応させていただきます。

※ よくあるご質問については、事務局ホームページに掲載しているFAQ(次ページに一部抜粋)に回答を追加する予定です。

【サポートセンターご連絡先】

·電話番号 : 050-3667-8453

・質問受付フォーム: https://seichotoushihojo.f-form.com/inquiry

【注意】 スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。 最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。

7. よくあるご質問

Q1. 2次公募の予定はありますか。

A1. 1次公募の終了後に2次公募を行う予定です。採択数や予算の配分は、執行状況に応じて検討します。

Q2. 当社は、製造業で、資本金1億円・常時使用する従業員数3,000人であり、中小企業基本法における中小企業者の定義に該当しますが、補助対象者の要件に該当しますか。

A2. 本事業では、資本金の金額によらず、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等を補助対象者としているため対象外です。

Q3. 同じ事業者が複数回応募することは可能でしょうか。

A3. 同じ公募期間内において、同一の事業者が申請できる事業計画は1件までです。なお、1次公募で不採択となった場合、2次公募に申請することは可能です。ただし、1次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、2次公募でさらに採択を受けることはできません。

Q4. 補助事業の内容に制限はありますか。

A4. 補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。そのほか、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する(恐れがあるものを含む)事業などについては、補助対象外となります。

Q5. 採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。

A5. 交付決定より前に契約(発注含む)を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約(発注含む)している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q6. 複数の地域で投資を行う場合も対象になりますか。また、対象になる場合、賃上げの要件に適用される基準値はどのように設定されるのでしょうか。

A6. 補助事業の目的・内容が一体的であれば、投資場所が複数地域になる場合も対象となります。その場合、賃上げ要件については、 事業実施場所ごとの基準値を適用しますので、事業実施場所ごとに賃上げ率を設定していただきます。

7. よくあるご質問

Q7. 設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。

A7. 機械装置やソフトウェアに限り、リースやレンタルについて、交付決定後に契約したことが確認できるもので、事業期間中に要する経費については対象とすることが可能です。契約期間が事業実施期間を超える場合、按分等により算出された事業実施期間分の経費が対象となります。

また、ファイナンス・リース取引に限り、補助事業者がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件として、 リース会社と共同申請をする場合には、機械装置やソフトウェアの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。この場合、リース会社に対しては投資額・賃上げ要件等の適用は求めません。

Q8. 補助金の概算払いは可能ですか。

A8. 原則、補助金は精算払い(補助事業終了後に確定検査を経て支払い)としますが、補助事業終了前でも、個別の支出状況に 応じて補助金を交付するといった柔軟な対応をいたします。

Q9. 審査はどのように行われるのでしょうか。

A9. 申請のあった成長投資計画に基づく1次審査を行い、通過した申請者は、2次審査として経営支援等を行う外部有識者に対するプレゼン審査(対話形式)を行います。当該審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を行った事業者を採択します。

Q10. 賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、 補助金を返還しなければならないのでしょうか。

A10. 補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率(年平均上昇率)が、申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標以上であるかどうかで確認します。

年平均上昇率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目(確認対象となる最終事業年度)の1人当たり給与支給総額と基準年度(補助事業の終了日を含む事業年度)を比較した年平均上昇率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。

ただし、補助事業終了後の賃上げ状況や事業実施状況(3事業年度分)の確認については、毎事業年度行います。

各種稅制、中小企業省力化投資補助事業

中小企業課

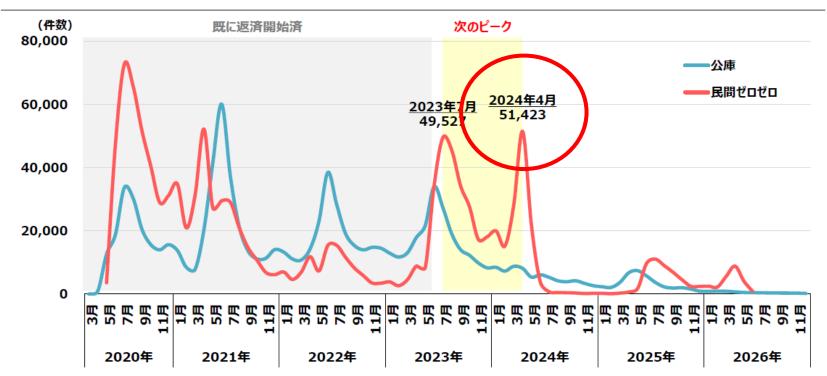
金融支援措置

資金繰り対策

今後、コロナ関連融資の返済を開始する者は2023年7月以降に集中

- 日本公庫のコロナ融資の返済開始時期のピークは既に到来(2021年6月,2022年6月)。
 - (※) 政府系のコロナ融資は借換可能。
- 他方、今後、民間ゼロゼロ融資の返済を開始する者の返済開始時期は2023年7月~2024年4月に集中。
 - (※) 制度開始直後の返済開始のピークは、念のために民間ゼロゼロ融資を借りた者が返済を行ったことが要因と考えられる。





(*1) 民間ゼロゼロの数値は、日本政策金融公庫における保険引受件数。すべて、2023年3月末時点の数値。 (出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

出所:令和5年6月29日 中小企業政策審議会金融小委員会事務局資料

資金繰りに

お悩みの皆様へ

資金繰り支援のご案内 (令和5年12月からの支援メニュー)

- ✓ 低利・無担保融資 を令和6年3月末まで実施
- ✓ 資本性劣後ローン を令和6年3月末まで実施。一部運用を見直し。
- ✓ セーフティネット貸付 を令和6年3月末まで実施
- ✓ コロナ借換保証制度 を令和6年3月末まで実施
- ✓ 早期経営改善計画策定支援事業 において、民間金融機関の支援も対象追加予定

詳しくは裏面





チラシのダウンロードはこちら



日本政策金融公庫による制度

低利・無担保融資

コロナ対策(コロナで売上減少)

*制度概要: 当初3年間は基準金利から0.5%引き下げた融資制度

*対象者 :コロナの影響で、売上が5%以上減少又は債務負担が重い者

*制度詳細:低利上限(中小事業)4億円、(国民事業)6,000万円 貸付期間20年以内、据置期間最大5年

資本性劣後ローン

コロナ対策

* 制度概要:資産査定上「資本」とみなされ、民間金融機関の支援を促進する融資制度

*対象者 :コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業

や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業

*融資上限: (中小企業事業) 15億円、(国民生活事業) 7,200万円

※本年度中に、黒字額が小さい事業者の金利負担を軽減する運用見直し予定

セーフティネット貸付

物価高対策(物価高で利益率が減少)

*制度概要:基準金利から0.4%引き下げた融資制度

*対象者 : ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した者 *制度詳細:融資上限(中小事業)7億2千万円、(国民事業)4,800万円

*貸付期間:設備資金15年以内、運転資金8年以内。据置最大3年

(お問い合わせ先)日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル(0120-154-505)

信用保証協会による制度

コロナ借換保証制度

• コロナ対策

• 物価高対策

*制度概要:民間ゼロゼロ融資等の保証付融資や新規資金需要にも対応する保証制度

*対象者 :売上または利益が5%以上減少した者であり、経営行動計画書を

作成のもと、金融機関による継続的な伴走支援を受ける者

*制度詳細:融資上限1億円、保証料0.2%等、据置期間最大5年

100%保証の融資は100%保証で借換え可能

(お問い合わせ先)中小企業庁金融課(03-3501-2876)

中小企業活性化協議会による制度

早期経営改善計画策定支援事業

• コロナ対策

* 概要:国が認定した専門家の支援を受け、資金計画やビジネスモデル俯瞰図、 アクションプランなどの経営改善計画を策定する場合、専門家への支 払い費用の2/3を補助。

※2024年2月より、税理士や中小企業診断士等だけでなく、民間金融機関による計画策定支援についても、一定の条件で本事業の対象とする予定

17 / 120

税制措置

令和5年度税制改正 (中小企業関連)

中小企業経営強化税制(延長)

概要

中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく**設備投資**について、**即時償却又は税額控除(10%**(資本金3000万円超は**7%)**のいずれかの適用を認める措置。

中小企業投資促進稅制(延長)

概要

一定の**設備投資**を行った場合、**特別償却(30%)又は税額控除** (**7%。**資本金3000万円以下の中小企業者等に限る。)のいず れかの適用を認める措置。

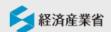
生産性向上や賃上げに資する中小企業の 設備投資に関する固定資産税の特例 (創設)

概要

雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明し、 市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、年平 均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機 械装置等を導入した場合に、最大5年間、固定資産税を2/3軽減 賃上げの表明を行わない場合は3年間1/2軽減。

お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 財務課 (23-3501-5803) 中小企業税制サポートとフター (03-6281-9821) (平日9:30~12:00、13:00~17:00)





法人税率の軽減 (延長)

概要

所得の800万円まで法人税の税率を15%に軽減。

(法人税法において19%に軽減、さらに租特法で15%に軽減)

中小企業技術基盤強化税制 (拡充·延長)

概要

試験研究費の増加割合に応じて、控除率(12~17%)・控除上限 (10%)を上乗せする措置を延長するとともに、売上高に占める試験研究費の割合に応じた控除上限の上乗せ(10%)する措置についても延長する。さらに、対象となるサービス開発の定義を拡大。売上が2%以上減少しているにも関わらず試験研究費を増加させる場合の控除上限の上乗せは廃止。

中小企業防災・減災投資促進税制(拡充・延長)

概要

認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、自然災害に備える中 小企業の**防災・減災設備投資**に特別償却(**18**%。令和7年4月1日 以降取得は**16**%。)を認める措置。**対象設備に耐震装置を追加**。

地域未来投資促進税制(拡充・延長)

概要

地域活性化に貢献する先進的な事業について、建物・機械等を新 設・増設した場合、**特別償却又は税額控除**を適用。

3億円以上の特に高い付加価値を創出し、地域の事業者との取引

や新たな雇用の創出等を通じて、 より一層地域経済に波及効果を 及ぼす事業には、特別償却率・ 税額控除率を引き上げ。

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

お問い合わせ先

《法人税率の軽減》 中小企業庁事業環境部財務課(03-3501-5803) 《中小企業技術基盤強化税制》

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課(03-3501-1816)

《中小企業防災・減災投資促進税制》

中小企業庁事業環境部経営安定対策室(03-3501-0459)

項未来投資促進祝制》地域経済産業クルーフ地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室 (03-3501-1587) 19 /

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

~政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します~

賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%を税額控除* 【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を税額控除*

*税額控除上限:法人税額又は所得税額の20%

<大企業向け (資本金1億円超の企業など) >

適用対象:青色申告書を提出する全企業

適用期間:令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が 前年度比で4%以上増加

⇒ 25%税額控除*

or

継続雇用者の給与等支給額が 前年度比で3%以上増加

- ⇒ 15%税額控除*
- ※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、 「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

追加要件

教育訓練費が 前年度比で20%以上増加

⇒ +5%税額控除*

大企業向けの 詳細情報はこちら



<中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象:青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間:令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が 前年度比で2.5%以上増加

⇒ 30%税額控除*

or

雇用者全体の給与等支給額が 前年度比で1.5%以上増加

⇒ 15%税額控除*

追加要件

教育訓練費が 前年度比で10%以上増加

→ +10%税額控除*

中小企業向けの 詳細情報はこちら



用語の説明

※1 給与等支給額

国内雇用者(法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。)に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与所得)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

※2 雇用者全体の給与等支給額の増加額

全ての国内雇用者に対する給与等支給額について、適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を控除した額をいいます。

※3 継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け】

継続雇用者(前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事 業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度 の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指 します。)に対する給与等支給額をいいます。

※4 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定の ものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用 料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等 に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

※5 中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- 同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- (2) 常時使用する従業員数が1.000人以下の個人事業主
- (3) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

令和6年度税制改正に関する経済産業省要望 【概要】

令和5年8月経済産業省

拡充·延長

- 今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な **賃上げ」を実現**することが重要。このため、政府の長期的な方針を明確にし、賃上げに関する企業の計画的な 検討を促すため、租特の延長期間を長期化する。
- 加えて、**賃上げを行う企業の裾野の拡大**に向けて、中**堅企業に対する支援措置を強化(要件の緩和等)** するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅・中小企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が 控除の上限額を超えた場合に**控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設**する。
- さらに、**仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乗せ措置を創設**し、所得向上と 少子化対策の両方を追求する企業の賃上げを後押しすることで、我が国の最重要課題である少子化問題の 根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る。

現行制度

【適用期限:令和5年度末まで】

企業

継続雇用者の給与等支給総額が 前年度比3%以上增加

⇒ 給与増加額の**15%を税額控除**

継続雇用者の給与等支給総額が 前年度比4%以上增加

⇒ 給与増加額の25%を税額控除

教育訓練費が

前年度比20%以上增加

⇒ 税額控除率を5%上乗せ

雇用者全体の給与等支給総額が

前年度比1.5%以上增加

⇒ 給与増加額の15%を税額控除

雇用者全体の給与等支給総額が

前年度比2.5%以上增加

⇒ 給与増加額の30%を税額控除

教育訓練費が

前年度比10%以上增加

⇒ 税額控除率を10%上乗せ

- ※ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者。
- ※控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

要望内容

- ○本税制措置の延長期間を長期化する。
- ○中堅企業に対する支援措置を強化するとともに、中堅・中小企業を対象とした繰越控除措置を創設する。
- ○什事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乗せ措置を創設する。

- 事業承継税制※は、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。 (※法人版:平成30年度抜本拡充、個人版:平成31年度新設)
- 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、承継計画の確認申請(提出)の期限の延長を行り、特例措置の適用 期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

現行制度

【適用期限:法人版:令和9年12月末、個人版:令和10年12月末】

【確認申請(提出)の期限:法人版・個人版いずれも令和6年3月末】

法人版事業承継税制に係る手続 特例承継 2024年3月31日まで 計画の策定・ 都 確認申請 道 ※令和4年度税制改正により1年延長 府 事業承継 2027年12月31日まで (贈与·相続) 県 庁 認定申請 申告期限の2ヶ月前までに 税務署へ 税 認定書の写しとともに、贈与税の申 申告 告書等を提出。 税務申告後 務 都道府県及び税務署へ 5年以内 毎年報告。 6年目以後 税務署へ3年に1度報告。 糬



要望内容

- ○法人版・個人版事業承継税制の承継計画の確認申請(提出)の期限を一定期間延長する。
- ○その他円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

(参考1)事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。平成30年度に10年間限定の特例措置を創設し、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合を贈与税・相続税ともに100%とするなど、抜本的に拡充。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税 税猶予する措置。

⇒法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置(時限措置)
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで)
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

令和5年度補正予算関連施策

中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント (令和5年度補正・令和6年度当初予算案)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者に対する 価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資支援等に万全を期す。
- さらに、GX/DX等といった産業構造転換の中、中小企業・小規模事業者の成長に向けた取組を予 算・税等の政策手段を総動員して支援。これらを通じ、持続的な賃上げにつなげる。
- また、事業承継、社会課題解決、工業用水道の整備の支援等を通じて地域経済の活性化を図る。

-L A ML A A A	令和5年度	令和6年度+令和5年度補正計上額
中小企業对策費	1,090億円	1,082億円 +5,420億円

-【1】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 適切な価格転嫁が行われるよう、価格交渉促進月間等を通じた取引適正化の促進を強化する。ま た、資金繰り支援を通じて中小企業・小規模事業者の事業継続を強力に支援するとともに、経営者 保証改革を進める。
- 目の前の需要を人手不足のためにとりこぼすことがないよう、省力化投資を強力に支援し、持続的 な賃上げに向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>

価格交渉促進月間(3月/9月)のフォローアップ調査に基づく企業名公表や、大臣名で経営トップへ「指導・助言」。下請Gメンを330名に 増強し、取引実態の把握を強化。下請かけこみ寺での相談対応や、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上

く資金繰り支援>

- 当初 日本政策金融公庫補給金【147億円】 日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施
- 中小企業等の資金繰り支援[680億円](財務省計上分51億円含む)
- 金利引下げ、資本性劣後ローンの供給等の継続・運用見直し。処理水放出に伴い売上減少に直面した水産加工業者に対する支援等 中小企業信用補完制度関連補助·出資事業[71億円] + 🚧 [14億円]
- 新たな借換保証制度、経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度を創設。保証協会による中小企業等の経営支援を実施
- 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【146億円】+ *E【52億円】 中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援等を実施

〈省力化対策 賃上の対策〉

- ・ 中小企業省力化投資補助制度【1,000億円】(既存基金の活用等含め総額5,000億円規模。事業再構築補助事業を再編) 人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入への簡易で即効性ある支援を新設
- 中堅・中小大規模成長投資補助金【1,000億円】 ※国庫債務負担含め3,000億円 地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設、大規模な設備投資を促進

(2)環境変化に挑戦する中小企業・小祝侯事業有奇の成長文援

- GX/DXを含む新たな産業構造への転換等に当たり、中小企業・小規模事業者等による生産性 向上等に向けた設備投資を支援する。
- また、「新規輸出 1 万者支援プログラム」を踏まえ、新規輸出に挑戦する中小企業等を支援し、売上 高100億円以上など飛躍的成長を目指す中小企業の振興を図る。
- 中小企業生産性革命推進事業 [2,000億円] (ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継引継ぎ補助金 中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入(インボイス制度への対応支援含む)、販路開拓、事業承継等を支援 補正 事業再構築補助全【呼友基金の内数】
- ※これまで実施してきた、事業・業種転換等といった企業の思い切った事業再構築への支援は、執行面等での必要な見直しを行う前提で、実施 中小企業海外展開総合支援事業【中小機構交付金の内数】
- 新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出(越境ECを含むブランディング・プロモーション等)を支援
- グリーントランスフォーメーション対応支援事業【中小機構交付金の内数】
- 中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援 省エネ診断【21億円】 + 🖦 【10億円】
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」を、中小企業が安価で受けられるよう支援
 - 省エネ補助金【1,160億円】※国庫債務負担行為を含め2,325億円 工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援。複数年の投資計画にも対応
- 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)【128億円】 大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援
- 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【21億円】 専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦カDX人材を育成

3】事業承継、再編を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化の進展が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円 滑化を強力に推進する。
- さらに、事業承継等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。
- → 後継者支援ネットワーク事業【4.4億円】
- 後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を生かした新規事業アイデアを競うイベント開催
- (補正) 事業承継・引継ぎ補助金(再掲) ※中小企業生産性革命推進事業の内数
- 中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業【120億円】 補正
 - 中小機構の出資によりファンドを組成し、グループ化・事業再構築を通じた成長を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

【4】伴走支援・経営支援の推進

- 多様な経営課題を抱える地域の中核企業や中小企業・小規模事業者等に対し、伴走・ 経営支援を推進するとともに、企業における人材確保に向けた戦略策定等をサポートする。
- 小規模事業対策推進等事業【54億円】
 - 中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援
- 補正 事業環境変化対応型支援事業【112億円】
 - 商工会、商工会議所等や、よろず支援拠点の相談体制を強化。インボイスに係る課題解決に向け相談受付窓口を設置
- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【35億円】
- 各都道府県によろず支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備
- 中小企業経営支援事業【中小機構交付金の内数】
- 成長志向企業の価値創出や中堅企業への成長に向け専門家による総合的な課題に対するハンズオン支援(伴走支援)を実施
- 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【21億円】 (再掲) 当初
 - 専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材を育成

【5】社会課題解決をはじめとした地域における取組への支援等

- 地域の社会課題解決に向けた取組や、地域の企業立地を支える工業用水道の整備、地 域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓、災害復旧等の取組を支援する。
- 当初 地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業【6.0億円】
- ソーシャルビジネスを支援する地域の関係者を中心としたエコシステムを構築するため社会課題解決事業モデルを実証する
- 当初 工業用水道事業費【20億円】+ 梅耳【16億円】
 - 激甚化する災害への対応のための強靭化やデジタル技術活用による広域化・民間活用による施設の合理化や経営の最適化等を進める (半導体等の国家プロジェクトの生産拠点整備に際する関連インフラ整備の支援に向け、内閣府にて「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設(補正)
- 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【11億円】+ (2.3億円)
- 地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組(災害復旧を含む)を支援
- 中心市街地・商店街等診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】 変革意欲のある商店街等の事業推進体制強化に向け、複数専門家による面的伴走支援等を行う
- なりわい補助金(令和2年7月豪雨)、グループ補助金(令和元年台風第19号等、令和3・4年福島県沖地震)
- 等の継続措置【43億円】被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、引き続き措置

税制改正事項

- 賃上げ促進税制(延長・拡充)
 - 中小企業を対象に前例のない長期となる、5年間の税額控除の 繰越措置を創設。さらに、教育訓練費を増やす企業への上乗せ 措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援、女性活躍 支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設し、適用期限を3 年間延長。かつてない高い税額控除率(最大45%)を実現
- 中小企業事業再編投資損失準備金税制 (延長・拡充)
 - 成長意欲のある中堅・中小企業による複数回M&A(グループ 化)を集中的に後押しする観点も踏まえ、適用期限を3年間延長 するとともに、抜本的に(準備金の積立割合を2回目のM&Aで90
 - %、3回目以降で100%とし、据置期間を10年に) 拡充 ※外形標準課税(見直し)
- 外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ(資 本金1億円以下) については、引き続き対象外となる形で見直し

- 交際費課税の特例(延長・拡充)
- 交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を 3年間延長するとともに、交際費等から除外される飲食費に係る 基準を1人あたり10,000円以下に拡充
- (延長) 法人版・個人版事業承継税制(延長)
- 中小企業の事業承継を後押しするため、贈与税・相続税を100% 猶予を受けるために必要な特例承継計画の提出期限を2年延長
- 少額減価償却資産の特例(延長)
 - 中小企業による30万円未満の少額の減価償却資産の即時償 却を可能とする特例措置を2年間延長
- 地域未来投資促進税制(拡充)
- 地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待さ れる、成長志向の中堅企業が行う大規模国内投資を後2000 120 るため、中堅企業枠を創設(税額控除率6%)

中小企業省力化投資補助事業 (中小企業等事業再構築促進事業を再編)

令和5年度補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人 手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。 これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃 上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T 、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率	
		従業員数5名以下 200万円(300万円)	1/2	
/A-1/	↓□.2欠 ++□↓ ↓ +.	従業員数6~20名 500万円(750万円)		
	投資補助枠 タログ型)	従業員数21名以上 1000万円(1500万円)		
		※賃上げ要件を達成した場合、 () 内の値に補助上限額を 引き上げ		

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を 目指す。

27 / 120

中小企業等の人手不足対応・生産性向上への支援

経済産業省

- 人手不足に悩む中小企業のため、省力化に即効性のある汎用製品を、カタログ から選択し、簡易に導入できるようにする。
- 中堅・中小企業の工場等の新設や大規模な設備投資を支援し、地方における 賃上げにつなげる。

省力化投資の支援

イメージ図

<宿泊・飲食サービス>



自動清掃機ロボット



自動配膳ロボット

<労働時間の削減>

大規模成長投資の支援

イメージ図<製造業>



生産工程の抜本的改革

< C O 2 削減や生産性向上>

<卸売業>



最新設備を導入した 物流センター

<生産性3倍>

- 関連する法令・予算
- ・中小企業等事業再構築促進事業(予算/経済産業省)
- ・中堅・中小企業の持続的賃上げに向けた省人化等の大規模成長投資の促進(予算/経済産業省)

<参考>省力化投資補助金 想定スケジュール(事務局公募資料から)

- 現在、事務局公募、及び製品分野の公募中。また今後、2月下旬~3月上旬に機器 公募を開始予定。
- 1(26 事務局公募 (2/20)
- 2/9 「清掃ロボ(等の**製品分野の公募** (機器カテゴリについての意見募集)
- 2月下旬 事務局決定
- 2月下旬~3月上旬 各社の型番レベルの機器公募
- 3月下旬 **事業者向け公募開始** ひタログa版の公表、カタログは順次追加)
- 6~7月 申請受付開始

- 令和8年9月末までに公募回数は15回程度(公募頻度は2ヵ月に1回)
- 採択予定件数は計120,000件程度

IT導入補助金

サービス産業室

「IT導入補助金2024」の概要 (令和5年度補正)

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けた ITツール(ソフトウェア、アプリ、サービス等)の導入を支援する補助金。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象) ※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者に含む。

2. 補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開(登録)されているITツール(ソフトウェア、サービス等)が対象。 相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含む。

3. 補助額・補助率

インボイス枠 セキュリティ 複数社連携 诵常枠 インボイス対応類型 対策推進枠 IT導入枠 電子取引類型 インボイス制度に対応し、 発注者がインボイス制度に対 サイバーセキュリ 複数の中小・小規模事業者 会計・受発注・決済の機能 応し、受発注機能を有す 業務効率化やDXの推進等 ティお助け隊サービ が連携してITツール及び 要件 を有するITツール及びその るITツールを導入し、受 に資するITツールの導入 スを導入 ハードウェアを導入 ためのハードウェアを導入 注者が無料で利用 ITツールの業務領域が ITツール: (a)インボイス枠対象経費:同右 1~3まで:5万円~ 1機能:~50万円 (b)消費動向等分析経費: 5万円~100万円 ~350万円 150万円 補助上限 2 機能以上: ~350万円 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで PC・タブレット等:~10万円 4以上:150万円~450 レジ・券売機等:~20万円 (c)事務費·専門家費: 200万円 ~50万円以下: 3/4 (a)インボイス枠対象経費: 中小企業: 1/2 中小企業: 2/3 補助率 中小企業: 1/2 (小規模事業者:4/5) 同右 大企業:1/2 50万円~350万円: 2/3 $(b) \cdot (c) : 2/3$ ハードウェア購入費:1/2

対象経費

ソフトウェア購入費、クラ ウド利用料(最大2年分)、 導入関連費

ソフトウェア購入費、クラウド ソフトウェア購入費、クラウ 利用料(最大2年分)、導入関 ド利用料(最大2年分)、導入 連費、ハードウェア購入費

関連費、ハードウェア購入費

クラウド利用料 (最大2年分)

サイバーセキュリティ お助け隊サービス利用 料(最大2年分)

(参考)補助の対象となる中小企業・小規模事業者等

※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者に含む。

業種分類	要件
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑩中小企業支援法第2条第1項第4号 に規定される中小企業団体	上記①~⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合又は その連合会	上記①~⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭財団法人(一般・公益)、社団法人 (一般・公益)	上記①~⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑤特定非営利活動法人	上記①~⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者 32 / 120

IT導入補助金2023からの変更点

1. 枠名の変更

デジタル化基盤導入枠 →インボイス枠

- ・デジタル化基盤導入類型 → インボイス対応類型
- ・商流一括インボイス対応類型 → 電子取引類型
- ·複数社連携IT導入類型 → 複数社連携IT導入枠

2. インボイス対応類型の補助率変更(小規模事業者)

補助額50万円以下の部分の補助率を、小規模事業者については 3 / 4 → 4 / 5 に変更(中小企業は3 / 4 のまま)

3.「EC」ソフトを補助対象から除外

補助スキーム

■ 補助金申請者(中小企業・小規模事業者等)は、IT導入補助金事務局に登録さ れた「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。

> IT導入支援事業者登録申請 ITツール登録申請

> > 審査・登録及び 各種指導

補助金交付申請

審查•補助金交付

く共同事業体>

IT導入支援事業者 (ITベンダー・サービス事業者等)

- IT導入補助金事務局にIT導入支援事業者登録 申請・ITツール登録申請を行う
- 申請者/補助事業者に対してITツールを販売し、 導入・活用のサポートを行う
 - ・ITツールの購入
 - ・補助金申請の相談
 - 補助事業支援要請
 - アフターサポート要請

- ・ITツールの販売
- 補助金申請サポート
- •補助事業支援
- ・アフターサポート

補助金申請者·補助事業者 (中小企業·小規模事業者等_※)

- 補助金申請・審査・採択・交付決定を経て、 ITツールの契約・購入を行い、補助金を受け取る
- ※インボイス枠電子取引類型では、大企業も含む。

IT導入補助金事務局

制度の構築、申請内容の確 認、審査、検査を行う

通常枠の概要

1. 概要

中小企業・小規模事業者等が、働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等に対応するため、生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入費用を支援する。

2. 補助事業者

中小企業·小規模事業者等

3. 事業イメージ(例)

● 導入したITツールを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費(一例)

- ▶ソフトウェアソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)
- ●導入関連費(オプション) 機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施 に係る費用
- ●導入関連費(役務の提供) 導入コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、 保守サポートに係る費用

<ITツールの要件> 右図の内、1種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェア を申請すること(汎P-07のみは不可)

		種別	Pコード	プロセス名
		共通プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
	業		共P-02	決済・債権債務・資金回収管理
	務プ		共P-03	調達・供給・在庫・物流
			共P-04	会計・財務・経営
	セ		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
	ス	業種特化型 プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス
	ij	汎用プロセス	汎P-07	汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が 認められる業務プロセスに付随しない専用のソフト ウェア)

5. 補助額・補助率

ITツールの業務領域が1~3まで:補助額5万円~150万円未満(補助率1/2以内)

ITツールの業務領域が4つ以上:補助額150万円~450万円以下(補助率1/2以内)

※ITツールの業務領域が4つ以上の場合は、事業計画期間において、給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加させ、事業場内最低賃金/120 (事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする賃金引上げ計画を策定し、従業員に表明していることが必要。

複数社連携IT導入枠の概要

1. 概要

● 複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入等を支援する。

2. 補助事業者

※事業に参加する中小企業・小規模事業者等は「10者以上」であること等を要件とする。

- 商工団体等
 - (例) 商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体 (例)まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO) 等
- 複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム

3. 補助対象経費(一例)

- (1) 基盤導入経費
 - ■ITツール:会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトに限る【クラウド利用料は最大2年分】
 - ●ハードウェア: PC・タブレット、レジ・券売機等
- (2)消費動向等分析経費
- ●ITツール:消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、 キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等 【クラウド利用料は1年分】
- ●ハードウェア: AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等
- (3) 参画事業者のとりまとめに係る事務費、専門家費

4. 補助率・補助上限額

- ●補助率
- (1) 基盤導入経費: 1/2~3/4、4/5(インボイス枠インボイス対応類型と同様)
- (2) 消費動向等分析経費:2/3以内、(3) 事務費、専門家費:2/3以内
- ●補助上限額: (1) + (2) ⇒3,000万円、(3) ⇒200万円

インボイス枠(インボイス対応類型)の概要

1. 概要

● 中小企業・小規模事業者等に、インボイス制度に対応したITツールの導入を強力に推進するため、会計ソフト・ 受発注ソフト・決済ソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助事業者

中小企業・小規模事業者等(従来のIT導入補助金と同様)

3. 事業イメージ(例)

● 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。【ITツールの補助率・補助上限額の関係】

4. 補助対象経費(一例)

- (1) ソフトウェア、オプション、役務 ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、 オプション(セキュリティソフト等)、役務費(導入支援費、保守費等) ※インボイス制度に対応し、「会計」・「受発注」・「決済」の機能を有 するものに限る。
- (2) ハードウェア ソフトウェア・クラウドサービスの使用に資する機器 (PC・タブレット、レジ・券売機等)購入費用、設置費用

5. 補助額·補助率

ITツール:補助額50万円以下(補助率3/4以内、**小規模事業者は4/5以内**)、 補助額50万円超~350万円(補助率2/3以内)

⇒導入するITツールが「会計」・「受発注」・「決済」の機能を2機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。

(1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。)

PC・タブレット等:補助額10万円まで(補助率 1/2 以内)、レジ・券売機等:補助額20万円まで(補助率 1/2 以内 $^{97/120}$



インボイス枠(電子取引類型)の概要

1. 概要

• 取引関係における発注者が、インボイス制度対応の ITツール(受発注ソフト)を導入し、当該取引関係 における受注者である中小企業・小規模事業者等に 対して無償でアカウントを供与して利用させる場合に、 その導入費用の一部を支援する。

2. 補助事業者

中小企業・小規模事業者等、大企業等

3. 事業イメージ(例)

導入したITツールを活用して、生産性向上・インボイス制度対応に取り組む。

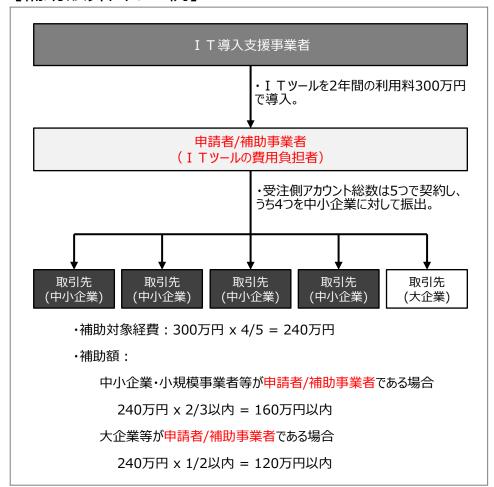
4. 補助対象経費

ITツールの導入費用(クラウド利用料最大2年分)

5. 補助額·補助率

- 補助額 350万円以下
- 補助率 中小企業・小規模事業者等が申請する場合:2/3以内 大企業等が申請する場合:1/2以内

【補助額算出の一例】



セキュリティ対策推進枠の概要

1. 概要

- 中小企業等においてサイバーインシデントにより事業継続困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が 供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減するための支援を行う。
- 具体的には、「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、IT導入支援事業者が 提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを導入する際、サービス利用料(最大2年分)を補助する。

2. 補助事業者

中小企業・小規模事業者等(従来のIT導入補助金と同様)

3. 事業イメージ(例)

導入したサービスを活用して、サイバーインシデントのリスク低減に取り組む。

4. 補助対象経費(一例)

ITツールの導入費用(サービス利用料最大2年分)

<留意点>

- ・中小企業等は、登録されたIT導入支援事業者への相談を行い、適切なITツールを選択し、申請すること
- ・本事業において補助の対象となるITツールは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバー セキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、 かつ事務局に事前登録されたサービスを指す

【サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト】https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/index.html

5. 補助額·補助率

補助額5万円~100万円以下(補助率1/2以内)

申請要件

- 申請要件のうち、特に留意すべき点は以下の通り。
- gBizID プライムの取得【全枠】「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★ 二つ星」いずれかの宣言の実施【全枠】
- 労働生産性の向上に係る数値目標の作成
 - ・1年後に3%以上向上・3年の事業計画期間において年平均成長率を3%以上向上【通常枠】
 - ・3年後の伸び率が3%以上及びこれらと同等以上とする【セキュリティ対策推進枠】
 - ・2年の事業計画期間において年平均成長率5%以上向上【複数社連携IT導入枠】
- 賃金増加への取組の実施【通常枠(導入するITツールの業務領域が4つ以上の場合)】
 - ・事業計画期間において、給与支給総額を年平均成長率1. 5%以上増加
 - ・事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
 - ・申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明
- 中小企業庁が実施するデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における 「みらデジ経営チェック」の実施【通常枠】
 - ※申請に用いるgBizIDプライムを利用して事業者登録を行ったうえで、経営チェックを実施すること

「IT導入補助金」におけるみらデジの要件化 ※通常枠

- 申請にあたっては、みらデジ経営チェックを通じた自社の経営課題の把握や、リモート相 談を活用した専門家・支援機関等への相談など、「みらデジ」の活用が有効。
- 今年度より「みらデジ経営チェック」を実施することを要件とし、自社の経営課題に応じた ツール導入を支援。 ※経営チェックの実施と併せて事業者登録も必須。



IT導入補助金を使って デジタル化を進めたいが、 まず何をすれば良い?



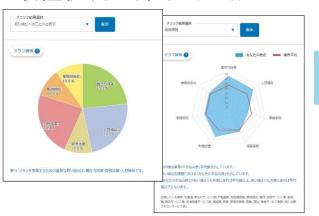
IT導入補助金を使って、 我が社は**どのようなツールを導入** すれば業務改善できる?



「みらデジ」を活用することで

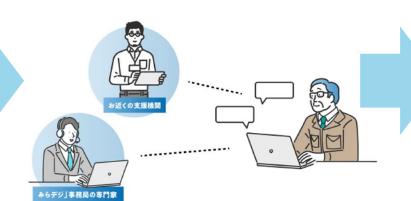
みらデジ経営チェックで、

自社の経営課題やデジタル化への 取組状況を瞬時に診断!



みらデジリモート相談で、

デジタル化の取組に向けたアドバイスや 経営課題に合致したITツールを紹介!



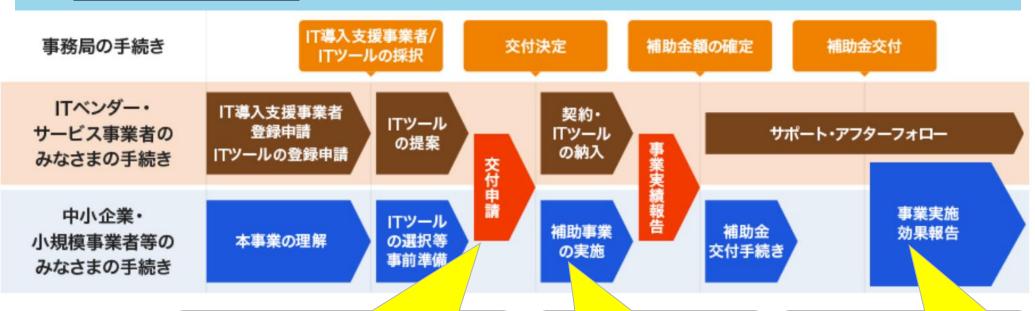
IT導入補助金で、

自社の課題に合致した ITツールを導入し、 デジタル化・DXへ!



申請フロー(留意点)

- 中小企業・小規模事業者等とITベンダー・サービス事業者で申請・手続の内容は異なる。
- 申請には「gBizIDプライム」IDが必要。 申請からアカウント発行まで2週間程度要する。
- 加えて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の宣言が必要。
- 中小企業庁が実施するデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「みらデジ経営 チェック」の実施が必要(通常枠)。
- 交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を 受けることができない点に留意。



交付申請までにgBizIDの取得、「SECURITY ACTION」の宣言
みらデジ経営チェックの実施

交付決定の連絡後に発注・契約・支払

生産性向上等の数値目標の進捗状況を報告

ITツールの導入/活用事例(28補正・サービス等生産性向上IT導入支援事業)

学習業

- ・バレエ教室と学習塾を併設。予約管理 や牛徒の出欠をITツールで管理。
- ・業務効率化により、授業やレッスン内容 の充実化や保護者との連絡が円滑化す る等、サービス向上に寄与。

導入したITツール

・主な機能:コミュニケーション、顧客管理、 人事シフト、原価管理・業務管理



導入したITツール

の向上を実現。

建設業

主な機能:販売・店頭、顧客管理



製造業

- ・2日要していた給与計算と管理帳票の 作成が数時間程度の作業となり、大幅 な業務効率化。
- ・残業時間の即時把握が可能となり、残 業時間削減の意識向上に寄与。

導入したITツール

・主な機能: コミュニケーション、人事シフト、 原価管理・業務管理、給与



導入したITツール

通信業

・主な機能 : 受発注、原価管理・業務管理、 財務・会計管理

清掃業

- ・売上計上漏れの防止や請求回収漏れの防 止、事務と営業の情報共有の円滑化によ る作業時間の短縮を実現。
- •事業計画作成於風、経営課題於発見。生産性 向上に係る計員の意識が革にき寄与。

士業

・顧客情報の一元管理、システム間の円滑 なデータ連携により、データの入力関連の 業務が効率化。

・3次元パース(画像)での施主へのわかり

・企画設計についても、これまでの業務比

10%以上の効率化を図ることが可能に。

やすい提案や顧客情報管理によるサービス

・税務届出書類の確認、作成、提出が電 子化され、業務効率化を実現。

飲食業

- ・原価率の見える化を通じて、仕入れ価格 の削減に努める等、経営の体質改善を 実現。
- ・Excelで管理していた給与計算を効率化 (手書きで半日→1時間)

・手書きの予約台帳をスタッフ全員に配ってい たが、予約、会計管理、顧客情報等の情報 をタブレットでスタッフ間において共有するIT ツールを導入。

・クラウドで即時に業績を可能に。月次の経

営管理資料作成日数を5日間削減。

・各種精算データを会計システムに入力す

加しても作業量は増加しない見込み。

る作業が2時間から0に。今後社員が増

・導入後3年間で売上35%増を実現。

導入したITツール

・主な機能:顧客管理、受発注、原価管理



導入したITツール

・主な機能:コミュニケーション、販売・店頭、決済 顧客管理、原価管理·業務管理、 財務·会計管理



導入したITツール

·主な機能:決済、顧客管理、原価管理·業務管理、 財務·会計管理、給与

導入したITツール

・主な機能:予約、顧客管理、原価管理・業務管 理、財務·会計管理



医療業

・予約、顧客/財務管理の一括管理、自 動入力による効率化を実現(1患者当 たり1分削減)。

・入力ミス解消により、訂正に係る作業時 間を削減(1件10分程度)。

- ・転記等の2重作業が解消し、請求業務に係 る時間が1割に。
- ・作業時間短縮により、新規事業へ注力する 余裕が生じるとともに、顧客訪問前の職員と ヘルパーとの情報共有も充実。

保育業

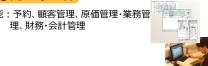
- ・帳票の作成、確認時間短縮(園長60分/ 月、保育十1名130分/月の削減)。
- ・登降園、出退勤の集計作業時間の短縮 (園長120分/月、保育士1名75分の削

小売・卸

- ・人事管理と会計・給与計算のシステムを 導入し、システム連携させることにより、業 務時間短縮を実現(約10時間/月)。
- ・今後は人事管理システムも本格稼働させ、 さらなるIT化を図る。

導入したITツール

・主な機能:予約、顧客管理、原価管理・業務管



(イメーシ:カルテ画面) <mark>導入したITツール</mark>

・主な機能:顧客管理、原価管理・ 業務管理、財務·会計管理



導入したITツール

主な機能: コミュニケーション、顧客管理、 人事シフト、原価管理・業務



導入したITツール

·主な機能 : 業務管理



「IT導入補助金2024」のスケジュール

【通常枠】・【セキュリティ対策推進枠】・【インボイス枠(電子商取引類型)】

第1次締切:3月15日

第2次締切:4月15日

第3次締切:5月 20日

交付申請 第1次

【インボイス枠(インボイス対応類型)】

第1次締切:3月15日

第2次締切:3月29日

第3次締切:4月15日

第4次締切:4月 30日

第5次締切:5月 20日

サービス等生産性向上IT導入支援事業

事務局ポータルサイト

【複数社連携IT導入枠】 https://it-shien.smrj.go.jp/

第1次締切:4月15日



お問い合わせ: サービス等生産性向上IT導入支援事業 事務局

コールセンター

電話:0570-666-376

※IP電話等からのお問い合わせ

電話:050-3133-3272

受付時間:9:30~17:30 (土日・祝日を除く)

○ポータルサイト

https://it-shien.smrj.go.jp/



省工ネ診断&省工ネ補助金

エネルギー対策課



省エネ補助金・省エネ診断のご説明

令和6年3月 近畿経済産業局 エネルギー対策課

1. (1) 省エネ設備への更新支援(省エネ補助金)

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】 ※令和5年度補正予算額:1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要。
- そのため、工場全体の省エネ(I)、一部の製造プロセスの電化・燃料転換(II)【新設】、リストから選択する機器への更新(II)の3つの類型で企業の投資を後押し。

(I) 工場・ 事業場型

※旧AB類型

生産ラインの更新等、**工場・事業 所全体で大幅な省エネ**を図る。

• 補助率: 1/2 (中小) 1/3 (大) ※先進設備の場合、2/3 (中小) , 1/2 (大)

補助上限額:15億円

※非化石転換の要件満たす場合、2●億円

食料品製造業A社(中小企業、海水を原料とした塩を製造)

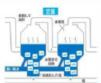
- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、<u>事業所全体の設備・設計を見直し。3年で</u> 37.1%の省エネを実現予定。

【平釜】









【誘導加熱式】※電気を使用

新設

(Ⅱ) 電化・ 脱炭素 燃転型 • 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助

補助率:1/2

• 補助上限額:3億円

※電化のための機器の場合は5億円

【キュポラ式】※コークスを使用









(皿) 設備 単位型 リストから選択する機器への更新を 補助

• 補助率: 1/3

• 補助上限額:1億円

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



※旧C類型

48 / 120

【参考】省エネ補助金の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象 経費	補助率	補助金限度額
(I) 工場・事業場型 ※従来のA類型(先進事業)と B類型(オーダーメイド型事業) 生産ラインの入れ替え や集約など、工場・事業場全体で大幅な省エ ネ化を図るものを補助	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上 先進要件 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上	設備費 · 設計費 · 工事費	中小企業等 1 / 2 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件の いずれかを満たす場合、 2 / 3 以内) 大企業・その他 1 / 3 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件の いずれかを満たす場合、 1 / 2 以内)	【上限】15億円/年度 (非化石転換は20億円/年度) 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は 20億円(非化石転換は30億円) ※連携事業や、先進要件を満たす 複数年度事業の上限額は30億円 (非化石転換は40億円)
(II) 電化・脱炭素燃転型 ※R5補正で新設 主に中小企業の活用を 念頭に、脱炭素につな がる電化や燃料転換を 伴う設備更新を補助	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は(皿)設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ②業務用ヒートポンプ③低炭素工業炉④高効率コージェネレーション⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートボンプで対応できる低温域は電化のみ)	設備費 (電化の場 合は付帯設 備も対象)	1/2以內	【上限】3 億円 (電化の場合 5 億円) 【下限】30万円
(Ⅲ) 設備単位型 ※従来のC類型(指定設備導入事業) より中小企業が使いや すいよう、 <u>リストから</u> 選択する機器への更新 を補助	予め定めたエネルギー消費効率 等の基準を満たし、補助対象設 備として登録及び公表した指定 設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率 等の基準を満たす設備を導入 すること。	設備費	1/3以內	【上限】1 億円 【下限】30万円

➡ いずれの類型も、複数年の投資計画に刻応

2. 省工ネ診断

- 【令和5年度補正予算額:21億円】
- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支**援を強化(来年度は今年度比倍増の案件数を見込む)
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ** 補助金の加点措置を行っており、診断から設備支援まで、一体とした支援を実施。

①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理 者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、 ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い 方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、 うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。
 - *4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場でできる省 エネの余地をまとめた資料を作成 し、中小企業に提案・説明を実施。

■ 省エネ診断を実施している民間企業の例

東京電力エナジーパートナー(株)、北陸電力(株)、西部瓦斯(株)、静岡ガス・エンジニアリング(株)、ダイキン工業(株)、パナソニック(株)、三浦工業(株)(令和4年度実績)

(電力会社・ガス会社や、照明・ボイラ・空調メーカー等の民間企業も診断機関として登録可能)



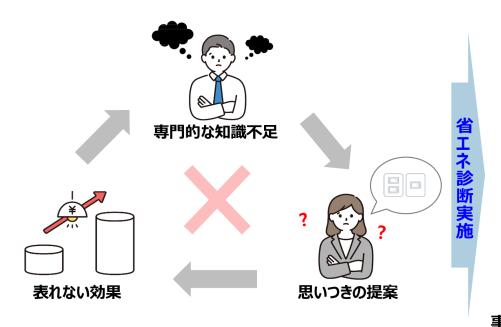
省エネ補助金の加点措置

▶【提案事例①】食品加工工場における熱エネルギーの損失削減のご提案

背景:食品加工工場Aは、近年のエネルギー価格高騰に頭を悩ませており、社内で省エネに取り組んでみたものの、光熱費は高くなる一方で、 目に見える効果が出なかった。少しでも光熱費が安くなれば、という思いから、生産設備(乾燥機)とボイラの省エネ診断を申込

結果:生産設備(乾燥機)とボイラを省エネ診断した結果、設備使用後の熱エネルギーの損失が多く発生していることがわかったため、生産

設備(乾燥機)の蒸気ドレンの回収及びボイラ給水タンクの保温を提案



提案内容①

蒸気ドレン配管をボイラ給水タンクまで延長し、ドレンを回収

提案内容②

回収した蒸気ドレンを受け入れるボイラ給水タンクを保温加工し、 熱放散損失を小さくする

削減エネルギー量

9.0kl/年

上 事業者の声

膨大なコストをかけずに実行できる改善案を提案しても らえたので、助かりました。別の事業所でも申込をする 予定です。

■省エネ補助金の公募情報等

公募期間:令和6年3月27日(水)~令和6年4月22日(月)

以下の特設サイトにて最新情報を順次掲載いたしますので適宜ご確認ください。 https://syouenehojyokin.sii.or.jp/ 問合せ先:0570-057-025 (環境共創イニシアチブ)

■公募説明会 SII(一般社団法人環境共創イニシアチブ)主催補助金事業の概要・補助金の申請方法についてご説明いたします。

·日付:3月27日(水) 11:00~(Ⅰ,Ⅱ,Ⅳ事業)

15:00~ (Ⅲ,Ⅳ事業)

・形式:会場/オンライン

・場所:梅田サウスホール

(大ホール大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス11F)

・申込み:SII(一般社団法人環境共創イニシアチブ)HP

https://sii.or.jp/koujou05r/session.html

■省エネ診断(省エネクイック診断)

https://shoeneshindan.jp/ 問合せ先:0570-099-013(環境共創イニシアチブ)

成長型中小企業等研究開発支援事業

産業技術課

成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)

- 中小企業等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を3年間計1億円弱支援。
- 当省における中小企業向けの分野を絞らない研究開発補助事業は、本事業のみ。

公募期間

令和6年2月16日(金)~令和6年4月16日(火)【17時締切】

※本事業は、令和6年度予算の成立を前提としており、事業実施には当該予 算の国会での可決・成立が必要となりますので予めご了承ください。

申請対象者

- 中小企業者等を中心とした共同体。
- 単独では申請できません。
- 共同体は、研究等実施機関、事業管理機関を含む2者以上で 構成する必要があります。
- ※ 中小企業者等、研究等実施機関、事業管理機関の定義や更に詳細なことは公募要領等をご確認ください。



事業イメージ

申請方法

● e-Rad (府省共通研究開発管理システム) 上のみで受け付けます。

対象事業

- 「高度化指針」*を踏まえた研究開発等で、事業化までの道筋 が明確に描けているものが対象です。
- 補助事業期間終了後5年以内を目途に事業化を達成する目標を策定できる事業であることが必要です。
- かつ、中小企業者等自身の成長を目標として策定できる事業であることが必要です。

 要件①
 要件②
 要件③

 付加価値額
 給与総支給額
 事業場内最低賃金

 +3%以上/年
 +1.5%以上/年
 地域別最低賃金+30円

- 申請は以下の2つの枠のいずれかを選択できます。
 - *中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

(1) 通常枠

●中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠

(2) 出資獲得枠

● 高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、当該研究開発プロジェクトに、ファンド等からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠

補助事業機関・補助上限額等

(1) 補助事業期間

● 2年度 又は 3年度

(2) 補助率

① 中小企業者等 補助率:原則 2/3 以内

② 大学·公設試等 補助率:原則 定額

※ 詳細は公募要領等をご確認ください

(3)補助金額(上限額)

① 通常枠

単年度当たり 4,500万円以下 2年間合計で 7,500万円以下 3年間合計で 9,750万円以下

② 出資獲得枠

単年度当たり 1 億円以下 2年間合計で 2 億円以下 3年間合計で 3 億円以下

ただし、補助上限額はファンド等からの出資予定金額の2倍とします。

【参考】





※本事業のデータサイト(Go-techナビ)では、実績のある支援機関や研究機関情報のほか、申請を考えている方・過去採択企業と連携したい方等ユーザー別に関連情報を掲載しています。

新規輸出1万者支援プログラム

国際課

事業者のみなさま

新規輸出】万者支援 プログラム始動

新たに輸出に乗り出すみなさまを 後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援





ECサイトを 活用した販路開拓



輸出商社 とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

Q ジェトロ



【お問い合わせ先】ジェトロ本部 受付時間: 平日9時~12時/13時~17時 (土日、祝祭日・年末年始除く) 電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口(24時間受付)も ポータルサイトからご活用いただけます











初めての輸出であれこれ気になる…!

輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで 何でもお任せください!



輸出を始めるには どうする?

- ・これから海外を考え始める方から、すでに進出 されている方まで、海外に関するすべてのご相 談をお受けします。
- ・専門家が現況をカウンセリングさせていただき、 あなただけの海外展開の実現にむけた、最適な 方法をナビゲートします。



海外消費者向けに ECを使って商品を 販売してみたい!

・海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買い付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



輸出先の国の選び方や、 現地の市場は どうなってるんだろう?

- ・海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象 として、実現に向けた課題を明確化します。
- ・具体的には、専門家によるカウンセリングを通じ て、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の 手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



日本にいながら、 海外販路拡大を実現したい!

- ・国内において、国内輸出商社との個別商談会に 参加いただけます。
- ・商品の海外販売、貿易実務などは輸出商社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している商社から、販路開拓先・販促方法等のアドバイスも期待できます。





現地向けに商品を改良・ 開発したい! 現地のニーズを把握したい!

・ものづくり補助金(グローバル市場開拓枠(海外市場開拓(JAPANブランド)類型))で、輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2(小規模・再生事業者の場合は2/3)にて一貫して支援します。



輸出入に関する手続の流れや 法規制について知りたい!

・海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階 で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談 に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、 電話または面談にてお応えします。





外国から投資を受ける上での留意点

国際課

外国から設置を受ける前にご掲載下さい ≤ 経済産業省



以下の事業を行っていれば外為法に基づく事前審査の対象※となり、 問題があれば、投資の変更・中止が求められる場合があります。ご不 明な点がありましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容

製造業:武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品(例:弾道ミサイルに 使われる可能性があるロケットの部品)、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、

その他 : 電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス 等

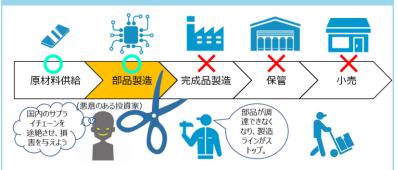
*23年5月24日以降、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体素子及び部素材、蓄電池並び に金属3Dプリンタの製造業、金属鉱産物の製錬業・精製業等が追加されました。

<外為法で問題となる投資事例>

- 技術の国外流出に繋がり かねない場合
- ✓ 悪意のある投資家が、日本企 業を買収することにより、当該 企業が保有する重要技術が 国外に流出する恐れがある。



- サプライチェーン途絶に繋がりかねない 場合
- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収 し、意図的に生産を止めることになれば、 関連産業全体のサプライチェーンが停止 する恐れがある。



投資の変更・中止が求められる可能性あり

問合せ先の詳 細はこちらまで

問合せ・相談先

近畿経済産業局通商部国際課

06-6966-6031 (直) / bzl-kin-kokusaiinfo@meti.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 国際投資管理室

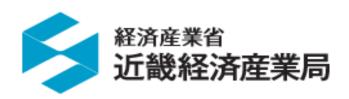
03-3501-1511 (代) / 03-3501-1774 (直) / bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp

※外為法制度一般に関するお問い合わせは、財務省又は日本銀行までお願⁶9致¹2余す。



DX認定制度

次世代産業·情報政策課



DX認定制度

令和6年3月15日 近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業·情報政策課

DX推進施策の全体像

● 企業のDXレベルに合わせて、企業認定や優良企業選定などの施策を提供。

DXの取組が 進み、成果も 現れている

DX先進企業(DX銘柄・DXセレクション企業)

各業種や地域において、他の企業の模範となるような企業

DX投資促進税制

(対象:全ての事業者)

旧制度(R3~4年度): 43計画50者 新制度(R5年度~): 1計画1者(R5.9時点)

DXに取り組んでいる企業(DX認定企業)

これからDXに取り組んでいく体制が整備できた企業

これからDXに取り組む企業(DX推進指標)

ビジョンの策定や、戦略・体制等の整備に、これから取り組む企業

未だDXに取り 組めていない

が象

DX銘柄

Digital Transformation

(対象:上場企業)

累計394社選定

※攻めのIT経営銘柄(2015~19): 199件

※DX銘柄(2020~23): 195件



(対象:中堅·中小企業等)

累計36者選定



(対象:全ての事業者)

累計858者認定(R5.11時点)

DX推進指標

(対象:全ての事業者)

累計8,034件(R5.11時点)

※大企業:1,120件、中小企業:6,914件。

<u>デジタルガバナンス・コード</u>

⁄ 持続的な企業価値の向上を図っていくため経営者に求められる企業価値向上に向け実践すべき事柄を取りまとめたもの(DX時代の経営の要諦集)



ビジョン・ビジネスモデル

2

戦略

3) 成果と重要な成果指標



ガバナンスシステム

DX認定制度



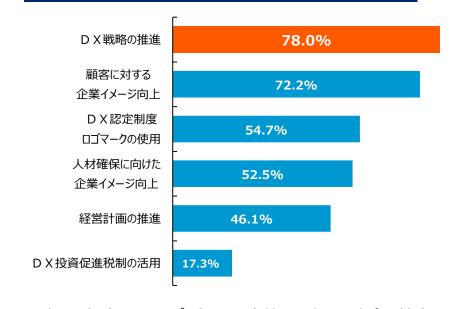
- 情報処理の促進に関する法律第三十一条に基づき、企業がデジタルによって自らのビジネスを 変革するためのビジョン・戦略・体制等が整った事業者を認定。
- 2020年12月以降、**858者認定済み**(2023年11月時点)。認定取得に当たって、自社の事業戦略を見直す大変良い機会になったとの声が多い。

申請~認定の流れ



- ✓ 企業の規模や業種を問わず、全ての事業者が対象
- ✓ 認定申請や認定の維持に係る費用は**全て無料**
- ✓ 1年間いつでもオンライン申請が可能
- ✓ IPAが審査を行い、**経産大臣が認定**
- ✓ 認定事業者については、オンラインで公表・認定事業者の取組の検索が可能

DX認定を取得したことによるメリット (認定事業者アンケート結果)



- ✓ DX認定を取得するためのプロセスは、自社を見直す大変良い機会に
- ✓ 経営陣との対話の機会を多く得られ、経営方針の決定に役立った
- ✓ 新規営業において、お客様からの反応が良くなり売上増につながった
- ✓ デジタル人材の応募が増え、実際に人材確保につながった

DX認定取得のために必要と想定されるプロセスのイメージ例

● 下記のようなプロセスを経て公表内容を基に申請書類を作成。

取締役会等の機関承認を取り、公表する

取締役会等の機関承認を取り、公表する

公表する

- ※(1)~(6)は、申請書の 設問番号と対応
- ※策定する戦略・書類等 の名称は例示

(1)

「経営ビジョン_」 を策定する

- ▶ 現在の自社のビジネス状況、経営環境について整理
- ▶ デジタル技術の台 頭による社会や自 社の競争環境への 影響を分析
- ▶ 上記を前提に「経 営ビジョン |を検討
- ▶ 経営ビジョンを実現 するために必要とな るビジネスモデルの 方向性を検討



「DX戦略」を策定する ※「DX戦略」には以下の3点を含む



- ▶ 経営ビジョンに基づくビジネスモデルを実現するための 戦略を検討
- ▶ 上記戦略立案においては、デジタル技術によるデータ 活用を組み込むことを考慮する

(2)①体制・組織及び人材の育成・確保案

- ▶ 戦略推進に必要となる体制・組織及び人材の 育成・確保案について検討
- ▶ 体制・組織の実現に向けて必要となる具体的な 人材の確保・育成、あるいは外部組織との関係 構築・協業等に関する検討

(2)②ITシステムの整備に向けた方策

- ➤ ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に 向けた方策を検討
- ▶ 上記に関する具体的な推進活動計画を検討

(3)

「DX戦略」の 達成度を測る 指標を決定する (4)

経営者による「DX 戦略」の推進状況等 の対外発信を行う

- ▶ 戦略の推進管理 体制を策定し、 KPIを検討
- ▶ 戦略の推進状況 を管理するための 仕組みを検討

(5)

「DX推進指標」等 による自己分析を 行い課題把握する

(6)

サイバーセキュリティ対策を推進する
・セキュリティ監査の実施概要をまとめる
※中小企業の場合、<u>SECURITY ACTION制度</u>
に基づく二つ星の自己宣言で代替可

DX認定事業者への各種支援措置

● 認定事業者は、IPAのホームページで公表されると共に、「DXに積極的に取り組んでいる企業」であることをPRするためのロゴマーク提供のほか、以下の各種支援措置を受けることが可能。

1. DX認定制度ロゴマークの使用





ロゴマークのコンセプト

DXのスタートラインに立つ、という企業をイメージしながら、右 方向に進むスタートラインである左端に差し色を入れています。

2. 税制による支援措置 <DX (デジタルトランスフォーメーション) 投資促進税制>

「攻め」のデジタル投資を促すため、DX認定その他要件を満たし、主務大臣が全社レベルのDXに向けた計画において認定したデジタル関連投資に対し、税額控除(3%又は5%)もしくは特別償却30%を措置します。

3. 中小企業者を対象とした金融支援措置

日本政策金融公庫による融資

<u>設備投資等に必要な資金</u>について、基準利率 (1.20%) よりも低い特別利率② (0.70%) で 融資が受けられます。(注) 利率: いずれも令和5年11月時点。

中小企業信用保険法の特例

設備資金等について、**民間金融機関から融資**を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、**普通保険等と**は別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

4. 人材育成の訓練に対する支援措置く人材開発支援助成金(人への投資促進コース)>

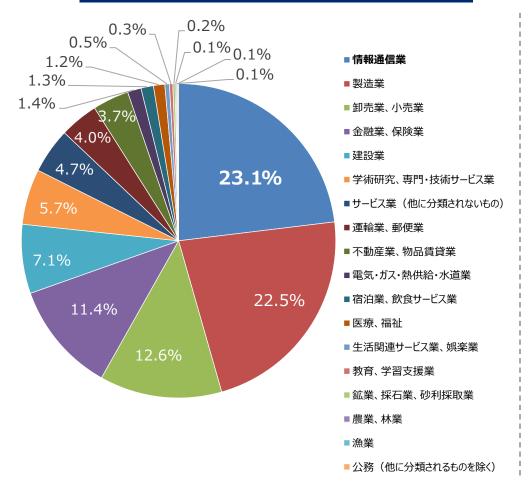
高度デジタル人材訓練の対象事業主としての要件を満たし、**訓練経費(最大75%)**や**訓練期間中の賃金の**一部(最大960円/時間)等について助成を受けることができます。

【参考】規模別・業種別のDX認定取得状況と認定数の増加率 🗦 💢 🖒 X認定

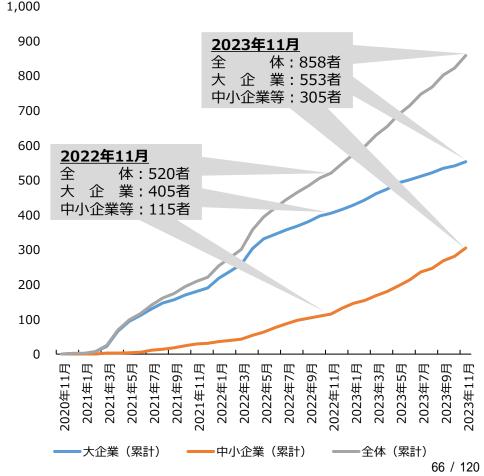


- 大企業が7割、中小企業が3割程度。業種別では情報通信業や製造業での取得割合が多い。
- 直近1年で、全体の認定数は約1.7倍程度、中小企業の認定数は約2.6倍程度の伸び。

DX認定事業者 認定状況(業種別)



DX認定制度 新規申請·認定事業者数推移



【参考】地域別のDX認定取得状況(令和5年11月時点:858者)

地域	DX認定 事業者数	都道府県	DX認定 事業者数	法人数
北海道	道 12	北海道	12	88,736
		青森県	3	18,074
	20	岩手県	2	17,344
ᆂ北		宮城県	11	33,974
東北	29	秋田県	1	14,700
		山形県	8	18,001
		福島県	4	31,584
		茨城県	5	39,252
	484	栃木県	4	31,526
		群馬県	5	33,903
関東		埼玉県	20	94,831
		千葉県	13	74,210
		東京都	414	314,245
		神奈川県	23	125,416
	105	新潟県	13	37,682
		富山県	8	18,323
		石川県	8	21,110
		福井県	3	15,671
中部		山梨県	2	14,561
		長野県	8	37,413
		岐阜県	8	34,236
		静岡県	12	60,139
		愛知県	43	121,606

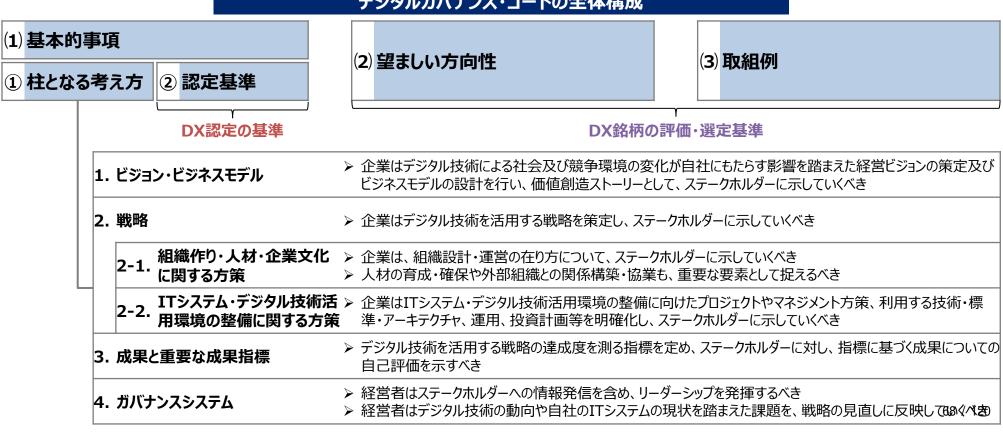
地域	DX認定 事業者数	都道府県	DX認定 事業者数	法人数
		三重県	6	26,443
		滋賀県	4	20,175
		京都府	19	44,341
近畿	122	大阪府	74	158,863
		兵庫県	15	75,322
		奈良県	1	16,526
		和歌山県	3	14,416
		鳥取県	2	8,888
		島根県	1	11,874
中国	27	岡山県	6	32,882
		広島県	8	49,105
		山口県	10	20,939
		徳島県	5	13,668
	20	香川県	8	18,428
四国	20	愛媛県	4	23,267
		高知県	3	10,826
		福岡県	19	77,378
		佐賀県	3	11,965
		長崎県	2	19,598
九州	50	熊本県	13	28,683
		大分県	8	19,970
		宮崎県	2	16,985
		鹿児島県	3	25,645
 沖縄	9	 沖縄県	9	18,521

⁽注) DX認定事業者数は2023年11月時点。法人数は企業等数の法人数を記載。個人事業主は除く。 (出所) 経済センサス (活動調査)、帝国データバンクを基に作成。

【参考】「デジタルガバナンス・コード」とは

- DX時代の経営の要諦集として、経営者がDXによる企業価値向上の推進のために実践することが必要な事項(ビジョン・戦略等)をとりまとめ(以下参照)。
- 昨年、改訂を行い、デジタル人材育成・確保の重要性、DXを通じた稼ぐ力強化等の重要性を強調。
- 2021年には、**コーポレートガバナンス・コードに紐付く「投資家と企業の対話ガイドライン」**においてもDXの進展が経営戦略・経営計画等に反映されているか、の観点が追加され、本コードの重要性が高まっている。

デジタルガバナンス・コードの全体構成



【参考】中堅・中小企業等向け「デジタルガバナンス・コード」実践の手引き2.0

デジタル技術等により我々の生活やビジネス環境の変化は日々加速しており、「顧客や社会のニーズに対応して価値を提供する」というビジネスの本質に変化はないものの、顧客に価値を提供し続けるためにはデジタル技術の活用、DXの推進が必須となっている。

特に中堅・中小企業等の経営者の方々が実際にデジタルガバナンス・コードに沿って自社のDX の推進 に取り組む際、または、支援機関の方がこれらの企業の支援に取り組む際、その参考となるよう作成。

本体(約78ページ)



概要版(裏表1枚ビラ)



| 手引きの構成:2章構成+事例集

DXとは何か、その可能性と進め方

- ·そもそもDXとは何か
- ・DX推進の意義と中堅・中小企業等における可能性
- ・DXの進め方と成功のポイント

デジタルガバナンス・コードの実践に向けて

・「デジタルガバナンス・コード」各項目について、DXに取り組む企業の事例を参照しつつ、趣旨や取り組み方、及び実践のポイントを解説

中堅・中小企業等におけるDX取組事例集

・さまざまな地域や業種におけるDX取組事例11件を掲載

経済産業省HP: 中堅・中小企業等向け「デジタルガバナンス・コード」実践の手引き (METI/経済産業省)

- DX推進指標は経営・ITの両面でDXの取組状況をチェックできる自己診断指標。
 - 診断項目の例:データとデジタル技術を使って、変化に迅速に対応しつつ、顧客視点でどのような価値を創出するのか、 社内外でビジョンを共有できているか。
- 自己診断結果をIPA(独立行政法人情報処理推進機構)に提出することで、全国や業界内での 位置づけの確認や、DXの先行企業との比較ができる「ベンチマーク」を無償で提供。

DX推進指標の活用方法

わが社はDXできている?できてない?

✓ DX推進指標に回答するために、経営者や事業部 門、DX部門、IT部門などの関係者が集まって議論 することで、関係者の間での認識の共有を図り、今 後の方向性の議論を活性化



DXの推進に向けて何をしたらよいの?

✓ 自社の現状や課題の認識を共有した上で、あるべき 姿を目指すために次に何をするべきか、アクションにつ いて議論し、実際のアクションにつなげる



去年に比べてわが社のDXは進んだ?

✓ 毎年診断を行ってアクションの達成度合いを継続的。 に評価することにより、DXを推進する取組の経年変 化を把握し、自社のDXの取組の進捗を管理する



ベンチマークの活用イメージ



【参考】DX推進指標分析レポートの結果

- ●「DX推進指標」の自己診断結果について、2022年1~12月回答(3,956件、2021年は486件)を対象にIPAが分析し、2023年5月30日に分析レポート(2022年版)を公開。
- 分析対象は3,956件と過去4年間で最多となり、前年に回答がなかった水産・農林業や医療・ 福祉業といった業種を含む、全ての業種においてDX推進指標を活用。
- 3年連続と回答している企業は全ての指標において向上しており、継続的に指標を活用し、現状や課題が定期的に把握・共有した上で、着実にDXに取り組むことで成熟度も年々向上。

成熟度レベルの考え方

	成熟度レベル	特性
レベル 0	未着手	経営者は無関心か、関心があっても具体的な取組に至ってない
レベル 1	一部での散発的実施	全社戦略が明確でない中、部門他院にでの試行・実施にとどまっている (例) PoCの実施において、トップの号令があったとしても、全社的な仕組みがない場合は、ただ単に失敗を繰り返すだけになってしまい、失敗から学ぶことができなくなる
レベル 2	一部での戦略的実施	全社戦略に基づく一部の部門での推進
レベル3	全社戦略に基づく 部門横断的推進	全社戦略に基づく部門横断的推進 全社取組となっていることが望ましいが、必ずしも全社で画一的な仕組みと することを指しているわけではなく、仕組みが明確化され部門横断的に実 践されていることを指す
レベル4	全社戦略に基づく持続的実施	定量的な指標などによる持続的な実施 持続的な実施には、同じ組織、やり方を定着させていくということ以外に、 判断が誤っていた場合に積極的に組織、やり方を変えることで、継続的に 改善していくということも含まれる
レベル 5	グローバル市場におけ るデジタル企業	デジタル企業として、グローバル競争を勝ち抜くことのできるレベルレベル4における特性を満たした上で、グローバル市場でも存在感を発揮し、競争上の優位性を確立している

回答企業数(分析対象件数)及び回答業種区分推移

	2019年	2020年	2021年	2022年
回答企業数 (全件)	248	307	486	3,956
回答業種区分 (全17業種)	14	15	15	17

3年連続で提出している企業(50社)の各年における現在値の平均

△₩種叫	*h		現在値の平均	
企業種別	数	全指標	経営視点指標 (定性)	IT視点指標 (定性)
2022年(50社)	50	2.75	2.83	2.65
2021年(50社)	50	2.50 0.25]差	2.54 0.29 1差	2.44 0.21
2020年(50社)	50	2.08 0.42	2.04 0.50	2.13 0.31

ご清聴ありがとうございました。 ご紹介した制度は近畿経済産業局のDXページに 掲載しております。 是非ともご活用・ご参加ください。 ※近畿経済産業局 DXで検索

【連絡先】

経済産業省 近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業・情報政策課

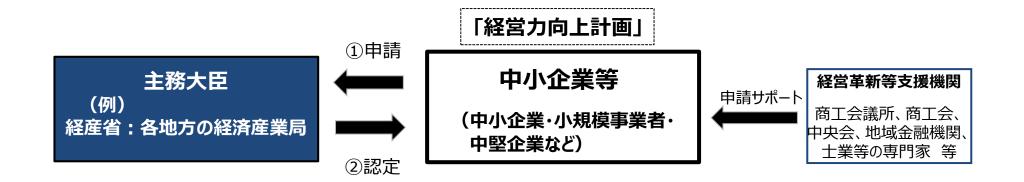
TEL: 06-6966-6008

経営力向上計画認定制度

創業·経営支援課

「経営力向上計画」認定制度

- 「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資による生産性向上など、自社の経営力を向上するために実施する計画であり、認定された事業者は、**税制措置**や政府系金融機関による金融支援等を受けることができます。
- 計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



支援措置

- ▶ 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制(即時償却等)により税制 面から支援
- ▶ 事業に必要な資金繰りを支援(融資・信用保証等)
- ▶ 補助金における優先採択
- 株式等取得によって事業承継を行った場合、取得価額の一定割合を準備金として損金算入

中小企業経営強化税制【対象者】

本税制の活用に際しては、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定が必要となっており、当該計画については、「①特定事業者等」に該当する事業者のみ提出が可能となります。その上で、税制の適用を受けるためには、それぞれの税制ごとに、租税特別措置法上の「②中小企業者等」に該当する必要があります。

①②両方の要件を満たす必要あり

①「特定事業者等」

(中小企業等経営強化法)

- ・**常時使用する従業員数が2,000人以下** の法人または個人
- ·協同組合等※

※協同組合等に含まれる組合は、制度によって異なります。詳しくは、「中小企業税制〈令和5年度版〉」の各税制のページをご確認ください。

②「中小企業者等」

(租税特別措置法)

- ·資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する 従業員数が1,000人以下の法人または個人
- •協同組合等※

ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等、対象は 税制ごとに異なります。詳しくは、「<u>中小企業税制〈令和5年度版〉</u>」の 各税制のページをご確認ください。

中小企業経営強化税制【概要】

青色申告書を提出する中小企業者等が、令和7年3月31日までの期間に、**認定を受けた経営力** 向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の事業者は7%)の税額控除を選択適用することができます。

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1 %以上向上 する設備	工業会等	機械装置(160万円以上)	
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上 の投資計画に係る設備		工具(30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄 宿舎等に係る建物付属 設備、福利厚生施設に係
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化 のいずれかに該当する設備	経済 産業局	器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上)	るものは該当しません。 ・ 国内への投資 である <i>こ</i> と
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産 回転率が一定割合以上 の投資 計画に係る設備	180	ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	・ <u>中古資産・貸付資</u> <u>産でないこと</u> 等

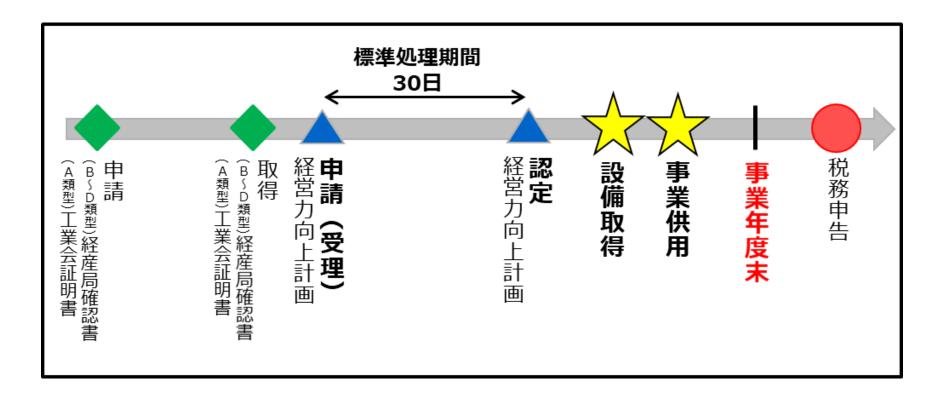
- ※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」を確認してください。
- ※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品(医療機器に限る)、建物附属設備を除きます。
- ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは「<u>中小企業税制〈令和5年度版〉</u>」の対象となるソフトウェアを確認してください。
- ※ 4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。 (赤字は令和5年度改正による変更点)
- ※ 5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。 詳しくはこちらの質疑応答事例(国税庁)をご確認ください。 https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm



中小企業経営強化税制【設備の取得時期について①(原則)】

- 設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。
- 原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

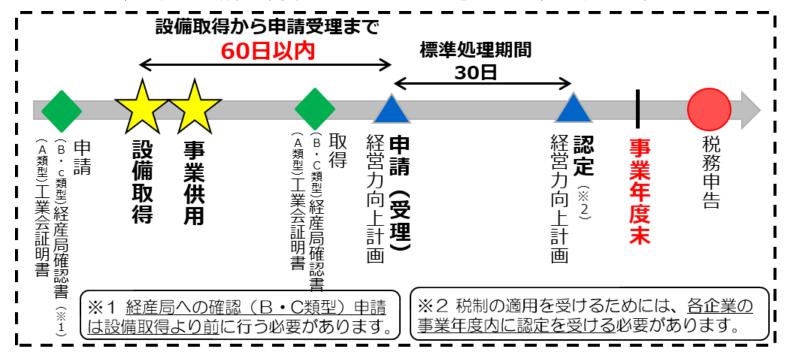
【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



中小企業経営強化税制【設備の取得時期について②(例外)】

- 設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画 が受理される必要があります(計画変更により設備を追加する場合も同様です)。
- 上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、**遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度(各企業の事業年度)内に認定を受ける必要があります(当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください)**。
- また、B・C類型の経済産業局への確認申請は設備取得より前に行う必要があります。
- なお、<u>D類型を活用する場合、事業承継等の実施後に設備を取得する必要があるため、新規申請の場合は</u> 例外措置の活用はできません。

【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



【参考】電子申請への完全移行

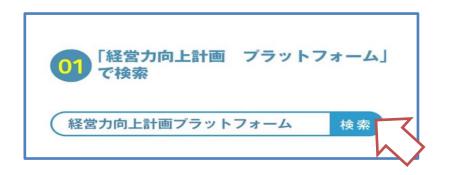
- ○2022年4月より、経営力向上計画の完全電子化に移行。(経済産業部局宛てのみ)
 - ※電子申請は経済産業省、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省及び金融庁宛ての申請のみ可能です。

(提出方法がご不明な場合は申請先にご確認ください)

○電子申請を行うためには、**gBizIDプライム**の登録が必要です。 ご不明な場合は「GビズIDヘルプデスク」までお問い合わせください。 GビズIDヘルプデスク: 0570-023-797

【受付時間】9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始を除く)







(資料)中小企業庁HPより

【電子申請のメリット】

- ○申請書の作成にあたり、記入項目の**エラーチェック**や自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。また、**一時保存**した暫定版の申請書を印刷し、確認することが可能です。
- ○申請書の郵送費用が不要になります。
- ○審査の進捗状況を経営力向上計画プラットフォームで確認することが可能です。
- ○標準処理期間が**14日(土日祝等の休日等を除く)に短縮**。 ※経済産業部局のみ
- ○一部省庁を除き、認定書はシステムからいつでもダウンロード可能です。 (認定書は郵送されないため、認定書用の返信用封筒及び切手代不要)

参考資料等

経営力向上計画を策定する際は以下の「手引き」を必ずご確認ください。



中小企業税制パンフレット 令和5年度版

- ○経営力向上計画策定の手引き (中小企業庁HP)
- ○税制措置・金融支援活用の手引き (中小企業庁HP)
- ○中小企業税制 <令和5年度版> (中小企業庁)
- ○申請書記載例、変更申請書記載例 (中小企業庁HP)
- ○事業分野別指針及び基本方針 (中小企業庁HP)
- ○事業分野と提出先 (中小企業庁HP)

〈Q&A集〉

○経営力向上計画策定の手引き「よくあるご質問Ⅰ

(中小企業庁HP)

○中小企業経営強化税制に関するQ&A集 (中小企業庁HP)













※中小企業庁HP : https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

※近畿経済産業局HP: https://www.kansai.meti.go.jp/3-3shinki/koujyoukeikaku/keieikyouka_shinsei.html



申請書作成にあたりご不明な点がございましたら 申請先省庁までご相談ください。

近畿経済産業局 産業部 創業·経営支援課 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

TEL: 06-6966-6036

(平日9:30~11:30、13:30~16:30)_{80/120}

カーボンニュートラル関連・施策マップ

資源エネルギー環境課

カーボンニュートラル関連・施策マップ

近畿経済産業局 総合エネルギー広報室

カーボンニュートラルへの取組をお考えの事業者の皆様

近畿経済産業局では、事業者のカーボンニュートラル(CN)に向けた取組を支援すべく、経済産業省が行っている予算事業のうち、CNに関連する施策についてまとめた「CN関連・施策マップ」を作成しました。

本マップは1ヶ月に2回を目安に随時更新しており、公募開始情報 やその他の最新情報を得ることができます。

CNに向けた各種取組を検討されている事業者の皆様、ぜひご活用ください。

中小企業がカーボンニュートラルに向けて取り組むメリット

✓ 経営力強化 :省エネによるコスト削減、資金調達手段の獲得、

製品や企業の競争力向上

❷ 投資コスト削減:設備投資に伴う排出削減量をクレジット化して売却

サプライチェーン上や金融機関から排出量の削減を対応を迫られる 動きが加速しており、中小企業における排出削減の取組にも注目が 集まっています。

近畿経済産業局のCNに向けた取組

『カーボンニュートラル入門リーフレット』

近畿地方環境事務所と連携し、カーボンニュートラルに資する取組イメージを分かりやすく伝える広報ツールとしてリーフレットを作成しました。



詳細はこちら▶

『企業事例集』

カーボンニュートラル に取り組む際のヒント を、中小企業等の方々 に広く知っていただく ことを目的に、企業・ 団体の取組事例を作成 しました。



詳細はこちら▲

『KANSAI水素の入門書』

水素を1人でも多くの方に知っていただくために、特に水素分野へ未参入の企業、大学、自治体や地域産業支援機関の皆様に向けて入門書を作成しました。



詳細はこちら▶

施策マップ案内

赤字:受付中(2024年2月13日現在)

P.4 省エネ相談窓口

カーボンニュートラル相談窓口

P.5 中小企業等に対するエネルギー利用最適化事業【R5補正】

省エネ最適化診断

省エネお助け隊

中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金【R5補正予算】 省エネルギー診断

- P.6 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金【R5補正予算】
 - (A) 先進事業
 - (B) オーダーメイド事業
 - (D) エネルギー需要最適化対策事業
- P.7 省エネルギー投資促進事業費補助金【R5補正予算】
 - (C) 指定設備導入事業
 - (D) エネルギー需要最適化対策事業
- P.8 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業【R5予算】 次世代ZEH+(注文・建売・TPO) 実証事業

次世代HEMS実証事業

超高層ZEH-M実証事業

ZEB実証事業

P.9 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業【R5予算】 次世代省エネ建材の実証支援事業

P.10 需要家主導型太陽光発電導入促進事業費補助金【R5補正予算】 再生可能エネルギー併設型蓄電池導入支援事業費補助金【R5補正予算】 P.11 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金【R4補正予算】

CEV補助金

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等 導入促進補助金【R5補正予算】

充電設備

V2H充放電設備

外部給電器

P.12 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入 促進補助金【R5補正予算】

燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業

資源自律に向けた資源循環システム強靭化実証事業費補助金【R4補正予算】 資源自律に向けた資源循環システム強靱化実証事業

P.13 中小企業生産性革命推進事業

<ものづくり補助金(成長分野進出類型 DX・GX) >

【R5補正予算】

中小企業等事業再構築推進事業(グリーン成長枠)【R4補正予算】 カーボンニュートラルに向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業 【R5予算】

P.14 省エネルギー設備投資に係る利子補給金【R5予算】

カーボンニュートラル投資促進税制 Jクレジット制度

カーボンニュートラル関連・施策マップ①

カテゴリ	施策名	支援内容	 支援対象 	実施団体 ・ 関連リンク	スケジュール
			国内で事	近畿経済産業局	
省エネ	省エネ相談窓口	相談対応	業を行う 法人、個 人事業主、	<u><詳細はこちら></u> 回城料 回	受付中
			自治体等	□ (14.5.4F - 46.44 - 46.44	
			カーボン ニュート	中小企業基盤整備機構	
省エネ	カーボンニュートラル 相談窓口	相談対応	ラルに取 り組む中 小企業・ 小規模事 業者	<u><詳細はこちら></u> 回流 通過 直接 通過 通過 通過 通過 通過 通過 通過 通過 通過 通過	受付中

カーボンニュートラル関連・施策マップ②

カテゴリ	施策名	支援内容	支援対象	実施団体 ・ 関連リンク	スケジュール
見える化 省エネ	中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業(R5) 【概要】 省エネ最適化診断	相談対応 講師派遣	中小企業	省エネルギーセンター < <u><詳細はこちら></u> □ 	受付終了
見える化 省エネ	省エネお助け隊	相談対応	中小企業	省エネお助け隊ポータル < <u><詳細はこちら></u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	受付終了
見える化 省エネ	中小企業等エネルギー利用最適化推進事業(R5補正) <u>【概要】</u> 省エネルギー診断	運用改善 提案	中小企業	環境共創イニシアチブ 準備中	近日受付開始

- **省エネ診断3種類の比較**は<u>こちら</u>
- 省エネ診断フローチャートは<u>こちら</u>



カーボンニュートラル関連・施策マップ③

カテゴリ		施策名	支援内容	 支援対象 	実施団体 ・ 関連リンク	スケジュール
	省-	エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 (R5補正) <u>【概要】</u>			環境共創イニシアチブ	
設備導入 省エネ		(1)工場・事業場型	補助金	国内で事 業を行う 法人、個 人事業主		
設備導入 省エネ		(2)電化・脱炭素燃転型	補助金	国内で事 業を行う 法人、個 人事業主	準備中	近日受付開始
設備導入 省エネ		(3)エネルギー需要最適化型	補助金	国内で事 業を行う 法人、個 人事業主		

カーボンニュートラル関連・施策マップ4

カテゴリ		施策名	支援内容	支援対象	実施団体 ・ 関連リンク	スケジュール
	省コ	にネルギー投資促進支援事業費補助金(R5補正) _ <mark>【概要】</mark>			環境共創イニシアチブ	
設備導入 省エネ		(1)設備単位型	補助金	国内で事 業を行う 法人、個	準備中	近日受付開始
		(2)エネルギー需要最適化型		人事業主		

カーボンニュートラル関連・施策マップ⑤

/J — 1,	/ /	ーユードノル肉廷・心界	Y ///	9	2	024
カテゴリ		施策名	支援内容	支援対象	実施団体 ・ 関連リンク	スケジュール
設備導入 省エネ	住宅	・建築物需給-体型等省エネルギー投資促進事業(R5) <u>【概要】</u> 次世代ZEH+(注文・建売・TPO) 実証事業	補助金	新築住宅の建 注のは 発達主 発建売戸 住宅の購と で る個人	環境共創イニシアチブ < <u><詳細はこちら></u> 回 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	受付終了
設備導入 省エネ		次世代HEMS実証事業	補助金	新築注文 戸建住宅 の建築主 となる個 人	環境共創イニシアチブ < <u><詳細はこちら></u> ■ 3 2 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	受付終了
設備導入 省エネ		超高層ZEH-M実証事業	補助金	新築住宅 を開発す る事業者 等	環境共創イニシアチブ < <u><詳細はこちら></u> (*** 「** 「*** 「*** 「*** 「** 「*** 「** 「*** 「*** 「*** 「*** 「*** 「*** 「*** 「*** 「	受付終了
設備導入 省エネ		ZEB実証事業	補助金	建築主等 (所名)、 ESCO (ドング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	環境共創イニシアチブ < <u><詳細はこちら></u> ・ 	<二次公募> 受付終了 89 / 120

カーボンニュートラル関連・施策マップ⑥

カテゴリ		施策名	支援内容	支援対象	実施団体 ・ 関連リンク	スケジュール
	住宅	・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業(R5) 		事業改修区 分ごとの住	環境共創イニシアチブ	
設備導入 省エネ		次世代省エネ建材の実証支援事業	補助金	宅建合所居貸 のでまる のでは で で で で で で 者 者 る の の り り り り り り り り り り り り り り り り り	<詳細はこちら> (学細はこちら) 「「「「「「「「」」」 「「「」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「	<二次公募> 受付終了

カーボンニュートラル関連・施策マップ?

カテゴリ	施策名	支援内容	 支援対象 	実施団体 ・ 関連リンク	スケジュール
設備導入 再エネ (太陽光 ・ 蓄電池)	需要家主導型太陽光発電導入促進事業費 補助金(R5補正) 【概要】	補助金	特定の需要 の需気を 供にするた めに新たに PV設・ 置・ る者	準備中	近日受付開始
	再エネ電源併設型蓄電池導入支援事業費 補助金(R5補正) 【概要】	補助金	再生が 再生が 用生が 用するは に定と でのに はで では にで にで にで にで にで にで にで にで にで にで	準備中	近日受付開始

カーボンニュートラル関連・施策マップ⑧

カテゴリ		施策名	支援内容	支援対象	実施団体 ・ 関連リンク	スケジュール
	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(R4補正) 【概要】			対象車を	次世代自動車振興センター	<受付中>
クリーン エネル ギー自動 車		CEV補助金	補助金	購入する 個人、地方 公共団体 等	<詳細はこちら> ・詳細はこちら> ・	提出期限: 【原則】車両の初度登録 (届出)の日から1ヶ月 以内 ※例外あり 詳細はHPを参照
		ーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充て ンフラ等導入促進補助金(R5補正) <u>【概要】</u>		対象の設備を今 後購入(所有) し、当該設備を	次世代自動車振興センター	
		充電設備 V2H充放電設備		設置する土地の 使用権限を有す る個人、法人、 地方公共団体等		
クリーン エネル ギー自動 車				対象と (所を (所を (所を (所を (所を (所を (所を (所を (所を (所を	準備中	近日受付開始
	外部給電器			法人・地方公 共団体、個 人・リース会 社		

カーボンニュートラル関連・施策マップ⑨

カテゴリ	施策名	支援内容	支援対象	実施団体 ・ 関連リンク	スケジュール
	自律に向けた資源循環システム強靱化実証事業 4補正) <u>【概要】</u>		民間企業	低炭素投資促進機構 <詳細はこちら>	<三次公募>
資源循環	資源自律に向けた資源循環システム 強靭化実証事業費補助金	補助金	等		受付終了

スケジュール

実施団体

カーボンニュートラル関連・施策マップ10

施策名

カテゴリ

		T		関連リンク	
				ものづくり補助金総合 サイト	<17次公募> 2023年12月27日(水)
,,,,,,,	中小企業生産性革命推進事業		今後成長が見 込まれる分野 (DX・GX)に資	<u><詳細はこちら></u>	~ 2024年3月1日(金) 17:00
設備導入 省エネ、 再エネ	<ものづくり補助金(成長分野進出類型 DX・GX)> (DE ## T)	補助金	する革新的な 製品・サービ ス開発の取り		<18次公募> 2024年1月31日(水) ~
	(R5補正) <u>【概要】</u>		組みに必要な 設備・システ ム投資等		2024年3月27日(水) 17:00
					※17次公募は <u>省力化(オーダーメ</u> <u>イド)枠のみ</u> となります。
	九小人类学声类五排符状 类声类			事業再構築補助金	
設備導入 研究開発	中小企業等事業再構築推進事業 <グリーン成長枠>	補助金	グリーン成長 戦略14 分野 での事業再構	<u><詳細はこちら></u>	<第11回公募>
省エネ、 再エネ	(R4補正) <u>【概要】</u>	冊切並	での事業 円備 築を目指す中 堅、中小企業		受付終了
				経済産業省	
	カーボンニュートラルに向けた自動車部		自動車の電動化 の進展に伴い、 需要の減少が見	 <詳細はこちら>	
業態転換	品サプライヤー事業転換支援事業 (R5) 【概要】	相談対応 専門家派 遣	込まれる自動車 部品(エンジン 等)に関わり、 電動車部品の製		随時受付
	_ <u>\'\\</u>		造に挑戦する中 堅・中小企業者		94 / 120

支援内

支援対象

スケジュール

<指定金融機関>

受付終了

<新規融資4次公募>

受付終了

随時受付

適用期限:2023年度末

詳細はHPを参照

95 / 120

実施団体

関連リンク

環境共創イニシアチブ

<詳細はこちら>

近畿経済産業局

<詳細はこちら>

<詳細はこちら>

民間事業

大企業、

中小企業

中小、個

自治体

他

中堅、

者等

利子補給

税制

排出権取引

カース	ドンニュートフル関連・施策`	マッフ	<u>11</u>)
カテゴリ	施策名	支援内容	支:

カーオ	『ンニュートラル関連・施策』	マップ	11)
カテゴリ	施策名	支援内容	支援対象

75	<u> </u>		ルビメ	\ / /	••
カテゴリ		施策名		 支援内容 	支持

省エネルギー設備投資に係る利子補給金

(R5)

【概要】

カーボンニュートラル投資促進税制

【概要】

Jクレジット制度

【概要】

設備導入

省エネ

設備導入

再エネ

(太陽光)

省エネ

再エネ

各施策の概要

(R4年度補正·R5年度·R5年度補正予算PR資料)

中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金

令和5年度予算額

8.0 億円 (8.0 億円)

【施策マップへ】

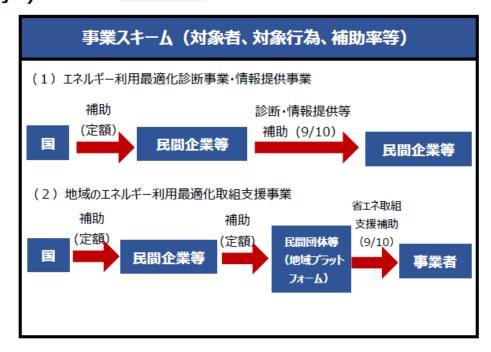
事業の内容

事業目的

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者等を 対象とした丁場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化 に係る相談窓口である地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー 利用最適化を推進することを目的とします。

事業概要

- (1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業 中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、AI・IoT等を活用し た運用改善や再工ネ導入等提案に係る経費の一部を国が支援します。また、診 断事例の横展開、関連ヤミナーへの講師派遣も実施します。
- (2) 地域のエネルギー利用最適化取組支援事業 省エネのみならず再エネ導入等も含むエネルギー利用最適化に向け、中小企業 等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る相談窓 口や支援施策などをポータルサイトに公開します。



成果目標

令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には令和12年度 (2030年度) の省エネ効果239万klを目指します。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和5年度補正予算額 21億円

【施策マップへ】

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 06-6966-6051

事業の内容

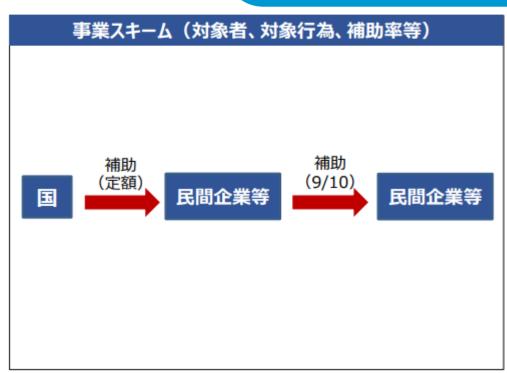
事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギーコスト上昇の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しすることを目的とする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理 状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等を提案するため に必要な経費を補助する。

また、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の拡大に向け、事務局において、各民間企業等の専門人材の育成等を行う。



成果目標

中小企業等が低コストで省エネ診断を活用し、省エネの専門家からの設備投資や運用改善に関する提案を受けることにより、中小企業等における省エネの取組を後押しし、本事業による効果も含めて、最終的に令和12年度の省エネ効果239万klに寄与することを目指す。

98 / 120

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 06-6966-6051

国庫債務負担行為要求額 2,025億円 ※令和5年度補正予算額910億円

【施策マップへ】

事業の内容

事業目的

本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型: 工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・ 製造する設備、先進型設備等の導入を支援
- (2)電化・脱炭素燃転型:化石燃料から電気への転換や、 より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃 料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型:エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

(1)補助率:中小企業1/2以内、大企業1/3以内(一定の要件を満た

す場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内)

上限額:15億円(非化石転換設備の場合は20億円)

(2)補助率:1/2以内

上限額:3億円(電化の場合は5億円)

(3)補助率:中小企業1/2以内、大企業1/3以内

上限額:1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・ 業務部門の省エネ対策(2,700万kl程度)中、省エネ設備投 資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、 省エネ量2,155万klの達成を目指す。

99 / 120

省エネルギー投資促進支援事業費

国庫債務負担行為要求額 300億円 ※令和5年度補正予算額250億円

【施策マップへ】

事業の内容

事業目的

本事業は、産業・業務部門における省工ネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い 設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1)設備単位型:省エネ性能の高いユーテリティ設備、生産 設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型:エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)



(1)補助率:1/3以内、上限額:1億円

(2)補助率:中小企業1/2以内、大企業1/3以内

上限額:1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策(2,700万kl程度)中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和5年度予算額

億円(81 68

【施策マップへ】

事業の内容

事業目的

大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支 ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の 省エネ投資を促進することを目的とします。

事業概要

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH: ゼッチ) の実証支援 需給一体型を目指したZEHモデル、次世代型のHEMSモデルや超高層の集合 住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB:ゼブ)の実証支援 ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物(新築:1万m2 以上、既築:2千m2以上)について、先進的な技術等の組み合わせによる ZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。
- (3) 次世代省エネ建材の実証支援

既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が 期待されるT期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調 温材等の次世代省Tネ建材の効果の実証を支援します。



成果目標

令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には令和12年度 (2030年度) における省エネ見通し(約6,200万kl削減)達成に寄与します。 令和12年度(2030年度)以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準 の水準の省エネルギー性能の確保を目指します。

需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池 導入支援事業費補助金

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 06-6966-6051

国庫債務負担行為含め総額 256億円

※令和5年度補正予算額:160億円

【施策マップへ】

事業の内容

事業目的

2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・ 自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな 太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立 的な導入拡大を促進する。

また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP 認定発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。

事業概要

(1)需要家主導型太陽光発電導入支援

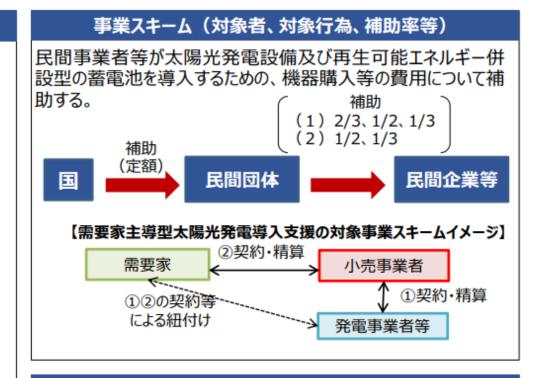
再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備等の導入を支援する。

(2) 再IA電源併設型蓄電池導入支援

FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、蓄電池の導入を支援する。

【需要家主導型太陽光発電導入支援における主な事業要件例】

- ・一定規模以上の新規設置案件※であること
 - ※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可
- ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること
 - ※一定期間(8年)以上の受電契約等の要件を設定。
- ・廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等



成果目標

2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

102 / 120

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

令和4年度補正予算額 700 億円

事業の内容

事業目的

運輸部門は我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占めております。自動車分野は運輸部門の中でも約9割を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。早期に電気自動車や燃料電池自動車等の需要創出や車両価格の低減を促すことを目的とします。

事業概要

導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出・量産効果による価格低減を促進します。

【施策マップへ】



成果目標

「グリーン成長戦略」等における、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

令和5年度補正予算額 1,291億円

【施策マップへ】

資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室 06-6966-6055

事業の内容

事業目的

運輸部門は我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占める。 自動車分野は運輸部門の中でも約9割を占めており、2050年 カーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリー ンエネルギー自動車の普及が重要。また、国内市場における電動 車の普及をてこにしながら、自動車産業の競争力強化により海 外市場を獲得していくことも重要。電気自動車等の導入費用を 支援することで、産業競争力強化と二酸化炭素排出削減を図 ることを目的とする。

事業概要

導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進する。



成果目標

「グリーン成長戦略」等における、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進する。

104 / 120

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等 導入促進補助金

資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室 06-6966-6055

令和5年度補正予算額

億円 400

事業の内容

事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れ たクリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏-体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めるこ とを目的とする。さらには、災害による停電等の発生時において、 電動車は非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を 取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部 給電器の導入を支援する。

事業概要

(1) 充電インフラ整備事業等

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入 費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外 部給電器の購入費を補助。

(2)水素充てんインフラ整備事業

燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備 費及び運営費を補助。

【施策マップへ】

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

(1) 充電インフラ整備事業等



(2) 水素充てんインフラ整備事業



成果目標

車両の普及に必要不可欠なインフラとして、充電インフラを 2030年までに30万口、水素充てんインフラを2030年までに 1,000基程度整備する。

資源自律に向けた資源循環システム強靱化実証事業

令和4年度補正予算額 15 億円

事業の内容

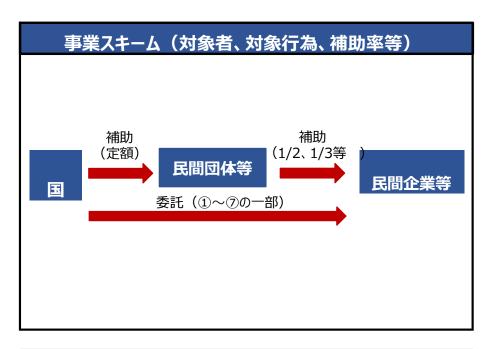
事業目的

我が国が保有する先進的な資源循環技術の早急な社会実装を通じて、循環経済 モデルのトップランナーとなる自律型資源循環システムを構築することで、我が国の戦 略的自律性・不可欠性を確保し、国際競争力を獲得します。具体的には、電気電 子製品やバッテリー等を構成する金属類(レアメタル・レアアース等)、自動車、包装 、プラスチック、繊維について、自律型資源循環システムを構築するために必要となる 資源循環のための技術開発や実証に係る設備投資等への支援を実施します。

事業概要

- ①リサイクルが困難な設備に含まれる希少金属について、レアアースの安価回収技 術やリチウム等の金属資源高効率回収技術に係る設備投資等を支援します。
- ②電気電子製品に含まれるリチウムイオン電池について、安全処理を確保するための選別・解体・リサイクル技術に係る設備投資等を支援します。
- ③自動車に含まれるリチウムイオン電池について、選別・解体を自動化するためのシステムや劣化診断技術に係る設備投資等を支援します。
- ④包装・プラスチックについて、電子透かし技術や複合素材として利用されているプラ スチックの脱色及び易分離技術に係る設備投資等を支援します。
- ⑤プラスチックについて、プラスチック資源循環促進法に基づき回収されるプラスチックの 高度な資源循環に資する技術に係る設備投資等を支援します。
- ⑥繊維について、エネルギー使用量の少ないケミカルリサイクル、複合材料の再生技術、品質劣化の少ないマテリアルリサイクル技術に係る設備投資等を支援します。
- ⑦資源循環モデルの社会実装のため、大阪・関西万博や自治体において、関係主体と連携した技術に係る設備投資等を支援します。

【施策マップへ】



成果目標

2030年度までに、レアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、プラスチック資源循環に係る施策のマイルストーン及び温室効果ガス削減目標の達成に貢献するとともに、世界の循環経済モデルのトップランナーとなる自律型資源循環システムの構築を実現します

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 2,000億円

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、 国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、 成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とす る。

事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金) 中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の 省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金) 小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取 組を支援する。
- (3)サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金) 中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推 進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツー ルの導入を支援する。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業(事業承継・引継ぎ補助金) 事業承継・M&A・グループ化後の新たな取組(設備投資、販路開拓 等) や、M & A 時の専門家活用費用等を支援する。

(1) 地域経済部 産業技術課 06-6966-6017

- (2) 産業部 中小企業課 06-6966-6023
- (3) 産業部 サービス産業室 06-6966-6053
- (4) 産業部 中小企業課 06-6966-6023

【施策マップへ】

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

围		独立行政法 <i>人</i> 企業基盤整備		20,00	神助 (2、2/3等) 中小 企業等	
		PIARE		補助上限額	補助率	
ものづくり補助会	①省力化 (オーダーメイド) 枠		7507	5円~8,000万円(1,000万円~1億円)	中小: 1/2※、小規模・両生: 2/3 ※1,500万円までは1/2,1500万円を超 える部分は1/3	
	②製品・サービス版	通用规型	7507	5円~1,250万円(850万円~2,250万円)	中小:1/2※,小規模·再生:2/3 ※新型3Dナ四線加速化特例2/3	
	付加価値化枠	成長分野進出類型 (DX-GX)	1,000万円~2,500万円(1,100万円~3,500万円)		2/3	
	③グローバル枠		3,00	0万円(4,000万円)	中小: 1/2. 小規模: 2/3	
一大幅接上が時期:補助事業終了後、3~5年で大幅な賃上が下取り組む事業者に対し、上記枠の補助上月型コロナ担保加速化特例を除く)。①~①の補助上限額() については、特価適用時の上限額。				上限額6100~2,000万円上乗せ(※新		
持続化補助金		通常特、②賃金引上げ枠、③卒業枠、 後継者支援枠、②創業枠		①: 50万円 (100万円) ②~⑤:200万円 (250万円)	2/3 ※2のうち赤字事業者は3/4	
	→インボイス特例: 例適用時の上等		衍事業	諸に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。	①~⑤の補助上限額()については、特	
IT導入補助金	all secto		ITツールの業務領域が1~3まで : 5万円~150万円未満	1/2		
			ITツールの業務領域が4以上 : 150万円~450万円以下			
	排放社测UT 導入枠		③インボイス対応額型の対象経費と同様②50万円×グループ構成員数③+②合わせて~3,000万円	①七分千八ス対応類型と同様 ②2/3		
	心邪化神	インボイス対応類型		インボイス制度に対応する以下のITター& 【会計・登発注・決済ソフト】: ①50万円以下、② 50万円超~350万円 [PC・ダフェット等]: ~10万円 【レジ・券売機】: ~20万円	【会計・受発注・決済ソフト】: ①中小企業: 3/4、小規模事業者: 4/5 ②2/3 【PC・タブルット等】: 1/2 【レジ・券売権】: 1/2	
		電子取引類型		~350万円	中小企業: 2/3 大企業: 1/2	
	セキュリティ対策推	維持		5万円~100万円	1/2	
事業承継・引継ぎ 補助金	经黑革新种	①創業支援類型 ②経営者交代類型3M&	ARRE	~800万円	1/2~2/3	
	専門家活用枠	①買い子支援期型 ②売り手支援期間		~600万円	1/2~2/3	
	廃棄・両チャレンジ	P.		~150万円	1/2~2/3	

成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上 【持続化補助金】
- 事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

【IT導入補助金】

・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

【事業承継・引継ぎ補助金】

・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者(経営革新事業)について、補助事業者全体の付加価値額が、事業 終了後5年で、+15%以上向上すること 107 / 120

中小企業等事業再構築促進事業

^{令和4年度補正予算額} 5,800 億円

事業の内容

事業目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、中小企業等が行う、ボストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援することで、中小企業等の付加価値額向上や賃上げにつなげるとともに、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

事業概要

中小企業等の新分野展開等を支援する事業再構築補助金について、以下の所要の変更を行い、強力に支援しま す。

①物価高騰対策・回復再生応援枠の創設

新型コロナの影響に加え、物価高騰等により業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者の事業再構築を 引き続き支援するため、補助率を引き上げた特別枠を創設します。

②成長枠(旧通常枠)の創設、グリーン成長枠の要件緩和及び上乗せ支援の創設

成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に向け、売上高減少要件を撤廃した成長枠を創設します。グリーン成長枠については、要件を緩和した類型(エントリー)を創設し、使い勝手を向上させます。また、これらの枠で申請する事業者の中で、中堅・大企業へ成長する事業者や、大規模な賃金引上げ等を行う事業者に対

し、補助金額や補助率を上乗せします。

③産業構造転換枠の創設

国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助 率を引き上げる等により、重点的に支援します。

④最低賃金枠の継続

最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を引き続き支援します。

⑤サプライチェーン強靱化枠の創設

海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援します。

【施策マップへ】

	行政法人 補助 基盤整備機構 ^{(1/2,2/}	1 141/11
申請類型	補助上限額 (※1)	補助率
物価高騰対策・回復再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む 事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者 に対する支援)	1,000万円、1,500万円、2,000 万円、3,000万円(※3)	中小2/3(一部3/4)、 中堅1/2(一部2/3)
成長枠 (※2) (大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※3)	中小1/2、 中堅1/3(※4)
グリーン成長枠(※2) (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、 グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に 資する取組を行う事業者に対する支援)	《エントリー》 中小:4,000万円、6,000万円、 8,000万円(※3)中堅:1億円 《スタンダード》 中小:1億円、中堅:1.5億円	中小1/2、 中堅1/3(※4)
産業構造転換枠 (構造的な課題に直面している事業者が取り組む事業 再構築に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※3) 廃業を伴う場合、2,000万円上乗せ	中小2/3、 中堅1/2
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が 困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※3)	中小3/4、 中堅2/3
サブライチェーン強靭化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サブラ イチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に資する取組 を行う事業者に対する支援)	5億円	中小1/2 中堅1/3

成果目標

事業終了後3~5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

カーボンニュートラルに向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業

令和5年度予算額

6.0 億円 (4.1 億円)

【施策マップへ】

事業の内容

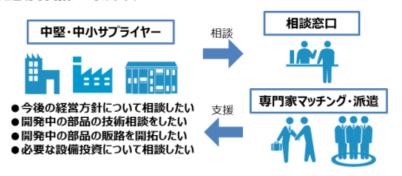
事業目的

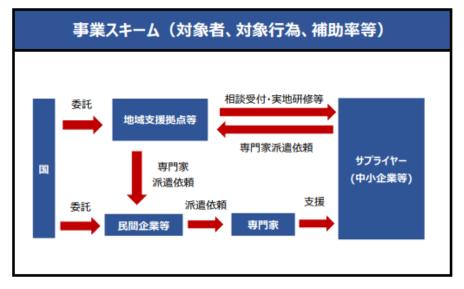
経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月)、新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画(令和4年6月)やグリーン成長戦略(令和3年 6月)等に掲げた、自動車のライフサイクル全体でのカーボンニュートラル化、 2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を目指すという政策目標実現 のため、大きな影響を受ける中堅・中小サプライヤーの事業再構築を支援しま す。

事業概要

自動車産業集積地域をはじめ全国に設置する支援拠点に相談窓口を開設し、 経営課題分析、事業転換に向けた戦略策定、技術開発、販路開拓・マッチン グ、設備投資など、中堅・中小サプライヤーが「攻めの業態転換・事業再構築」を 進めるにあたって抱える経営課題を分析します。

それぞれの経営課題を踏まえ、実地研修による人材育成やセミナー等を通じた啓発活動、課題を解決できる適切な専門家の派遣など、サプライヤーの状況に応じた適切な支援につなげます。





成果目標

令和8年度までに、1,000社のサプライヤーが、本事業の支援を活用して事業転換のステージを進めることで、電動化に伴う事業転換、自動車サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル対応を進めます。

省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金

令和5年度予算額

13 億円 (12 億円)

【施策マップへ】

事業の内容

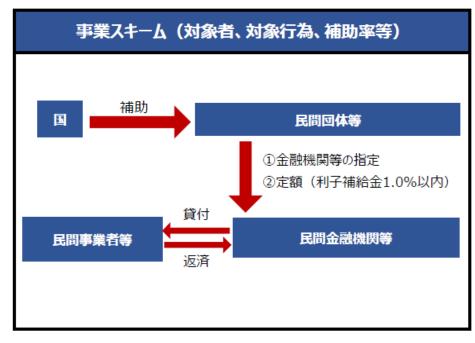
事業目的

産業・業務部門において、省エネルギーに資する機器等導入事業への投資に対する融資を、利子補給となる補助金を交付することにより低利にすることで、各部門における省エネルギー投資を促進し、2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおいて見込む省エネ量の実現に寄与することを目的とします。

事業概要

省エネ設備の新規導入や、省エネ取組のモデルケースとなり得る事業等に対して 支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を 促進します。

具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、指定金融機関(民間金融機関等)から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。



成果目標

平成24年度から令和7年度までの事業であり、令和12年度(2030年度)までに本事業を含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で2,155万klの削減を目指します。

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産 工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の 特別償却を新たに措置※する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

【適用期限:令和5年度末まで】

①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入

- ○エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、 新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産 に専ら使用される設備
 - ※対象設備は、機械装置。

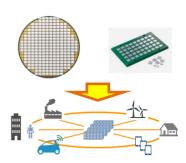
く措置内容>

税額控除10%又は特別償却50%

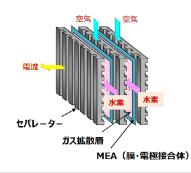
く製品イメージ>

対象

【化合物パワー半導体】



【燃料電池】



②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

- ○事業所等の炭素生産性(付加価値額/エネルギー起源CO2 排出量)を相当程度向上させる計画に必要となる設備(※)
 - ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要
 - ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

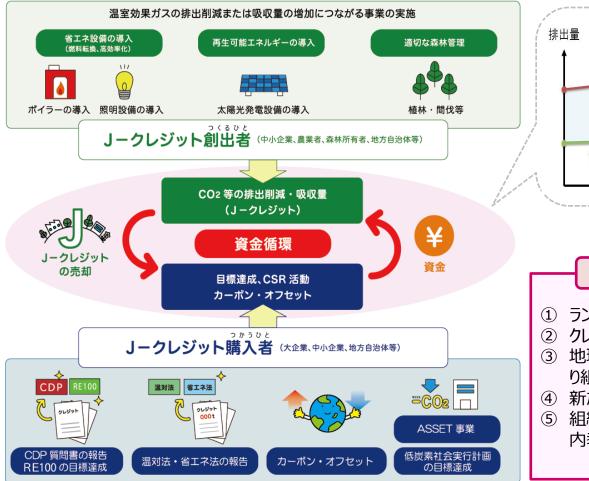
3年以内に10%以上向上:税額控除10%又は特別償却50%3年以内に7%以上向上:税額控除5%又は特別償却50%



J-クレジット制度

【施策マップへ】

- 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。
- 中小企業等の省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、クレジットの活用により国内の資金循環を生み出すことで、環境と経済の好循環を促進する。



クレジット認証の考え方 排出量 ベースライン アンド クレジット ボースライン排出量(対策を実施しなかった場合の想定CO2排出量)とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「Jークレジット」として認証

【参考】】 - クレジット制度参加者のメリット

クレジット創出者

- ① ランニングコストの低減
- ② クレジット売却益
- 3 地球温暖化対策への取り組みに対するPR効果
- ④ 新たなネットワークの構築
- ⑤ 組織内の意識改革・社 内教育

クレジット購入者

- ① 環境貢献企業としてのPR 効果
- ② 温対法・省エネ法の報告への活用
- ③ 企業評価の向上
- ④ 製品・サービスの差別化
- ⑤ ビジネス機会獲得・ネット ワーク構築

112 / 120

労務費の適切な転嫁のための 価格交渉に関する指針

取引適正化推進室

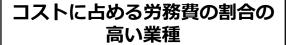


労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

令 和 6 年 3 月 内 閣 官 房 公 正 取 引 委 員 会

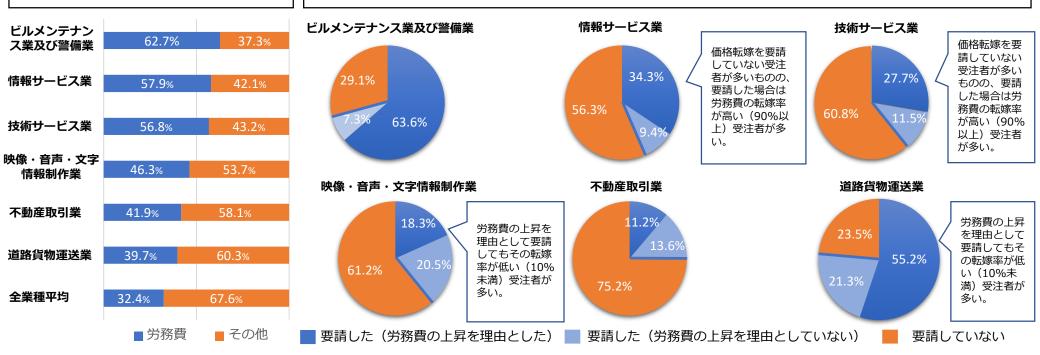
労務費の転嫁の現状

特別調査の結果、原材料価格やエネルギーコストに比べ、<u>労務費の転嫁が進んでいない</u>結果がみられた。 (コスト別の転嫁率<中央値>:原材料価格(80.0%)、エネルギーコスト(50.0%)、労務費(30.0%))



労務費の割合の高い業種の転嫁の状況

労務費の割合の高い業種の中には要請ができていない業種がみられるが、その業種の中でも要請している受注者は価格域が認められている。



特別調査の回答者からの声としては、労務費の転嫁の交渉実態として、価格転嫁を認めてもらえたとする声がある一方で、以下の声があった。

- 労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強 くある。
- 交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められる。
- 発注者との**今後の取引関係に悪影響(転注や失注など)が及ぶおそれ**がある。

特別調査における事業者からの指摘事項(項目別)

項目	事業者からの指摘事項	本指針の対応部分
本社(経営トップ)の関与	● 交渉現場の担当者からすれば労務費上昇分の <u>価格転嫁を認めない行動を取ることが、発注者の短期的な利益(コスト増の回避)につながり、業績として評価される</u> ことになるので転嫁に応じてもらえない。	発注者としての行動①
発注者側からの定期的 な協議の実施	 約30年前の取引開始以降、一度も価格改定がなされていない。 実質的にはスポット取引とはいえない取引であるにもかかわらずスポット取引と認識している発注者から価格交渉の打診を受けたことがなく、取引開始以降、価格が据え置かれている。 基本的にどの発注者からも長年据え置かれてきた。 	発注者としての行動②
説明・資料を求める場合は公表資料とすること	● 発注者から当社の <u>コスト構造を明らかにする資料の提出を求められた</u> が、明らかにしたくないため労務費の転嫁の要請を断念した。	発注者としての行動③
要請があれば協議の テーブルにつくこと	 取引上の立場が弱い受注者からは、労務費の転嫁の協議を求めると契約の打切りなど、不利益を受けるのではないかとの心配から協議を持ちかけられない。 燃料費の上昇分の価格転嫁は認められたが、それ以外の労務費などについては交渉のテーブルについてくれなかった。 	発注者としての行動⑤
必要に応じ考え方を提 案すること	● 発注者が自ら用意した労務費の転嫁の交渉用のフォーマットによる価格転嫁の申出しか受け付けておらず、当該フォーマットで計算した結果、当社が本来求めたかった額より低い額となった。	発注者としての行動⑥

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例(項目別)

項目	事業者の取組事例	本指針の対応部分
本社(経営トップ)の 関与	○受注者からの要請の有無にかかわらず1年に1回以上の価格交渉をすること等を内容とする <u>代表取締役からの指示を社内で周知</u> した。	発注者としての行動①
発注者側からの定期的 な協議の実施	○受注者に対し、労務費を含めたコストアップによる価格転嫁の必要性 についての <u>協議を呼びかける文書を定期的に送付</u> している。	発注者としての行動②
説明・資料を求める場合は公表資料とすること	○最低賃金なり厚生労働省の統計といった <u>公表資料から大まかな賃金の傾向が確認できれば、わざわざ受注者の労務費が実際に上がっているかといった個社の労務費の状況までは聞かず</u> に受注者が求める額を受け入れることとしている。	発注者としての行動③
サプライチェーン全体 での適切な価格転嫁を 行うこと	○毎月実施している直接の取引先である受注者(一次取引先)との会合において、二次取引先以降の値上げも含めて当社に転嫁を求めてくるように声かけをしている。	発注者としての行動④
要請があれば協議のテーブルにつくこと	○受注者から従業員の賃金を引き上げるために翌期の契約金額の引上げを求められたところ、翌期の作業内容に変更はなかったものの、双方 合意の金額にて取引価格を引き上げた。	発注者としての行動⑤
必要に応じ考え方を提 案すること	○ 労務費の転嫁のやり方が分からないと受注者から相談を受けた際、 <u>他</u> の受注者による算定式として最低賃金の上昇率や物価上昇率を基に要請額を算定した例を紹介している。	発注者としての行動⑥

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。

✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。

本指針 の性格

- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動/求められる行動

★行動①:本社(経営トップ)の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる<u>取組</u>方針を具体的に経営トップまで上げて決定する。こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②:発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、スポット取引と称して **長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上 昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して 希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊 重すること。

★行動4:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライ <u>チェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う</u>ため 直接の取引先である<u>受注者がその先の取引先との取引価格を適正化</u> <u>すべき立場にいることを常に意識</u>して、そのことを受注者からの<u>要</u> **請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた** 場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要 に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動/求められる行動

★行動①:相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②:根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、<u>最</u> 低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公 表資料を用いる

★行動③:値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交 渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が 価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期な ど**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら 希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

★行動①:定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管する** こと。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動/求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

価格交渉の申込み様式(例)

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)別添

価格交渉の申込み様式(例)

御見積書

〇年〇月〇日

(発注者) 御中

(受注者)

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

有効期限

商品名(例:業務名、品番、件名)

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト 要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

合計金額

円

内訳

1 原材料価格 (素材費、部品購入費等

単価 数量 金額 (備者) 旧単価(円) / 単価上昇率 (%) 材料・品番 . . . 小計

2 エネルギーコスト (電気代、ガス代、ガソリン代等)

_						
- (4	列()					
٠,	/ 1/	NAZ Seed	20 M- 70 H		A 400	(m . 4)
		単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考) 単価
						L 显 索 (9/)
						工井学 (70)
	電気代					
小柱	計 円					

労務費 (定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

(例1)						
改定前の	労務費の上昇額 貴社向け売		金額			
労務費総	※改定前の支払い実績(定期昇給、ベースア 上比率					
額	ップ、法定福利費等)に最低賃金・春季労					
	使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出					
円		円	%		円	
(例2)						
現在の労務	人数	労務費の上昇率		金額		
費単価		※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率				
円/人・日	人・日		%		円	
小計 円						

その他

(例) 設備償却費、保管料、輸送費等

小計



https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html



https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka?! ዘቲሱብ